

平成 20 年度 指定管理者実務研究会 報告書

指定管理者制度における協定のあり方

平成 21 年 3 月

財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

## はしがき

指定管理者制度は、公の施設の管理について適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。地方公共団体（以下「自治体」という。）では、民間能力の活用による公共サービスの向上、あるいは経費の削減を目指し、様々な取組が行われています。

当財団では、官民連携の推進の一環として、指定管理者制度に関する課題を解決するために平成17年度から指定管理者事例研究会を設置し、平成17年度に「評価基準」、平成18年度に「インセンティブ」、平成19年度には「再指定に向けた課題と取組」をテーマとして自治体の取組事例を中心に有識者による議論を重ねてきました。その成果については、報告書を発行し、当財団ホームページにて議論を公表するとともに、各地でセミナーやシンポジウムを開催するなど、積極的に情報提供を行ってまいりました。

現在は指定管理者制度導入から5年が経過し、多くの自治体では2巡目の指定に係る業務を行うことから、今年度は新たに、指定管理者実務研究会を設置し、より実務的なテーマである「指定管理者における協定のあり方」について、自治体が指定管理者との協定書を締結する際に、十分な検討が必要な主要論点の抽出・整理と、その考え方、留意点やあるべき方向性につきまして、有識者により計4回に渡る議論を行い、本報告書に取りまとめました。

本報告書が、自治体をはじめ、指定管理者制度に携わる方々にとりまして、実務の一助となることができれば幸いです。

平成21年3月

指定管理者実務研究会委員長

(財団法人地域総合整備財団常務理事)

小川 登美夫

## 平成 20 年度 指定管理者実務研究会 報告書 目次

本報告書の目的と構成.....	1
<b>第 1 章 協定書において定めるべき項目 .....</b>	<b>2</b>
指定管理者の協定書に必要なと考えられる事項として、一般的に規定すべき事項及び基本的な考え方を記載	
1. 協定書の構成 .....	2
2. 協定書において定めるべき事項.....	3
<b>第 2 章 協定に関する主要論点とあるべき方向性 .....</b>	<b>8</b>
自治体と指定管理者で問題となりやすい事項について、「現状と課題」と「あるべき規定の考え方」を整理	
1. 修繕費の分担 .....	9
2. 備品の帰属.....	15
3. 債務負担行為の設定と委託料等.....	16
4. 利用料金の取り扱い.....	17
5. 印紙税・消費税の扱い.....	21
6. 物価変動の反映.....	22
7. モニタリングの実施.....	23
8. 指定管理者の業務不履行と履行保証.....	24
9. 緊急時の対応 .....	26
参考 1 指定管理者制度における協定に関する基本事項 .....	27
参考 2 協定に関連する諸条件の設定.....	29
1. インセンティブ制度.....	29
2. 履行保証保険.....	33
3. 災害等の緊急時対応.....	37
参考 3 地方公共団体における協定書の雛形例.....	39
★「協定書に関する主要論点（第 2 章）」と協定書の雛形例の対応関係 .....	40
協定書の雛形例の構成一覧 .....	41
1. 市川市（全施設共通の協定書の雛形） .....	43
2. 戸田市（全施設共通の協定書の雛形） .....	55
3. 刈谷市（全施設共通の協定書の雛形） .....	66
4. 米原市（全施設共通の協定書の雛形） .....	73
5. 北九州市（全施設共通の協定書の雛形） .....	88
参考 4 参考文献等 .....	102
別紙 1 本研究会の開催経緯 .....	103
別紙 2 指定管理者実務研究会名簿 .....	104

## 本報告書の目的と構成

### (1) 本報告書の目的

本報告書は、指定管理者実務研究会の検討を踏まえ、指定管理者の協定に関する課題や問題点を整理するとともに、その解決に向けた考え方や方向性を示すことを目的としたものである。

指定管理者の協定書の内容は、個々の設置目的、地方公共団体の施策、施設の機能や規模、指定管理者の団体種別等などによって異なる。しかし、指定に当たっての基本的な考え方、規定すべき事項、地方公共団体と指定管理者の間の基本的な役割やリスクの分担については、共通する部分が少なくないと考えられる。本報告書は、そうした部分を整理するとともに、個々の施設における規定の設定方法や留意点等を示したものである。

もちろん、本報告書が、指定管理者の協定に関するすべての疑問や問題を解決できるわけではない。協定書における唯一絶対の解というものはなく、個別具体の事案は、地方公共団体と指定管理者の良好な関係に基づく協議により協定に定められ、或いは解決が図られていくべきものである。その意味で、本報告書は、指定管理者実務における参考として役割を果たすことが期待される。

### (2) 本報告書の構成

本報告書は、大きく2章から構成される。

第1章では、指定管理者の協定書に必要と考えられる規定事項を記す。多くの地方公共団体においては、全指定期間に適用される基本協定書と、各年度に適用される年度協定書を締結している。ここでは、特にその基本協定書を念頭において、一般的に規定すべき事項及びその基本的な考え方を記す。もちろん、基本協定と年度協定に分けない場合でも、同様の規定をおくことが想定される。

第2章では、地方公共団体と指定管理者の間で問題となりやすい事項を取り上げ、それぞれについて、「現状と課題」と「あるべき規定の考え方」について整理を行った。上述のように、指定管理者の協定に関しては唯一絶対の解というものはなく、最終的な解決は地方公共団体と指定管理者の協議を経て図る必要がある。しかし、その論点や基本的な考え方を整理することにより、その解決に役立てることができると考えられる。

また、巻末に、「指定管理者制度における協定に関する基本事項」、「協定に関連する諸条件の設定」、「地方公共団体における協定書の雛形例」、及び「参考文献等」を参考として整理した。

## 第1章 協定書において定めるべき項目

本章では、指定管理者の協定において、一般的に規定すべき事項及びその基本的な考え方を記す。具体的には、各地方公共団体で策定・公表している協定書の内容を踏まえつつ、本研究会の議論を反映する形で整理した。（協定書の事例については、巻末の参考3. を参照のこと。）

### 1. 協定書の構成

地方公共団体と指定管理者が取り交わす指定管理者の業務遂行に関する協定書の構成は、以下の2つのケースが想定される。

#### (1) 単一の協定書とする場合

このケースは、協定を締結する時点で全指定期間中の指定管理料を明記し、全ての項目を一つの協定書で規定するものである。保育所などのように、法令等で委託料等の基準が定まっている施設や、いわゆる独立採算制の施設で地方公共団体からの指定管理料が支払われない施設などの場合には、こうした方式を採用しやすいと考えられる。ただし、この方式が採用されているケースは比較的少ないようである。

#### (2) 基本協定書と年度協定書に分ける場合

このケースは、基本的な事項については、協定を締結する段階で「基本協定書」として規定するが、各年度に行う業務内容、指定管理料、及び納付金等については、「年度協定書」として、毎年度、地方公共団体と指定管理者の間で協議し規定するものである。一般的には、この方式で協定を締結している場合が多く、以下では、基本的にこの方式を前提として、指定管理者制度における協定のあり方について検討を行った。

## 2. 協定書において定めるべき事項

### (1) 総則的事項

協定の基本的な総則として、協定の目的や用語の定義、管理対象の施設と範囲、指定期間等を定める。なお、基本的な認識として、地方公共団体と指定管理者が互いに協力し、信義に従い、誠実に履行することを規定している事例も見られる。

#### 総則的事項に定める項目例

- ◆ 本協定の目的
- ◆ 信義誠実の原則
- ◆ 用語の定義
- ◆ 管理対象
- ◆ 指定期間

### (2) 業務の範囲と管理の基準に関する事項

施設の設置目的と指定の意義を示すとともに、指定管理者は、条例や公募時に示した「管理の基準」や「仕様書」に従って施設の管理を行う旨を示す。ここでは、指定管理者の業務範囲やサービスの水準をできるだけ具体的かつ客観的に示すことが大切である。(なお、それらが仕様書に記されている場合は、重複して記述する必要はない。) また、ここでは、地方公共団体の業務範囲を明記しておくことも大切である。

#### 業務の範囲と管理の基準に関する事項に定める項目例

- ◆ 施設の設置目的と指定の意義
- ◆ 指定管理者が行う業務の範囲
- ◆ 地方公共団体が行う業務の範囲
- ◆ 指定管理者が行う管理の基準
- ◆ 業務の範囲及び管理の基準の変更

### (3) 業務の実施に関する事項

業務の実施にあたって、指定管理者が遵守すべき、協定書、条例、規則、関係法令、募集要項等（質問回答書や管理の基準等の資料も含む）及び提案書を列記する。また、必要に応じて、第三者への委託制限や施設の修繕費等の負担に考え方や、個人情報の管理方法などの条件を規定する。

### 業務の実施に関する事項に定める項目例

- ◆ 本業務の実施
- ◆ 開業準備業務
- ◆ 第三者への委託制限
- ◆ 管理施設の修繕等
- ◆ 緊急時の措置及び連絡体制の整備
- ◆ 情報の管理
- ◆ 個人情報の取り扱い

#### (4) 備品等の扱いに関する事項

備品等の範囲及び備品等が老朽化した場合の更新条件やその費用負担を示す。また、備品等の所有権の考え方（例えば、指定管理者が購入した備品等が、地方公共団体と指定管理者のどちらに帰属するか、また、地方公共団体に帰属するとすれば、どのような手続きを経ていつの時点で帰属するのか等）を可能な限り明らかにする。なお、これに関連し、備品台帳の管理・更新を適切に行うことも大切である。

### 備品等の扱いに関する事項に定める項目例

- ◆ 備品等の管理・使用
- ◆ 備品等の購入等

#### (5) 事業報告に関する事項

事業計画書や事業報告書の提出期限、及びそれぞれの書面の記載事項を定める。また、モニタリングの実施方法や利用者ニーズの把握の義務などを記載する。モニタリングについては、PDCA サイクルを確立し、業務の実施が管理の基準等の条件を満たしていない場合には業務改善を勧告する旨を規定しているシステムを設ける必要がある。また、最近では指定管理者の評価が実施される場合も増加しているが、必要に応じて評価に関連する規定を定める。

### 事業報告に関する事項に定める項目例

- ◆ 事業計画書の提出
- ◆ 事業報告書の提出
- ◆ モニタリングの実施方法
- ◆ 利用者ニーズの把握
- ◆ 業務の改善勧告

## (6) 指定管理料及び利用料金に関する事項

指定管理料支払いの金額や方法を定める。基本協定書の場合は、年度ごとの指定管理料の決定や変更を行う場合の手続き調整方法等を定める必要がある。

また、利用料金制度を導入する場合には、指定管理者の収入となることなどを定めるとともに、収入の一部を地方公共団体に納付金を納める際には、その金額の決定方法等を定める必要がある。

いずれの場合でも、金額の決定・変更については、具体的かつ明確な規定をおくようにするとともに、地方公共団体と指定管理者の間で疑義が生じた場合には、両者の協議を持って解決を図る旨を記しておく必要がある。

### 指定管理料及び利用料金に関する事項に定める項目例

- ◆ 指定管理料の支払い・変更
- ◆ 利用料金収入の取扱い
- ◆ 利用料金の決定
- ◆ 納付金の支払い
- ◆ 本業務の実施に係る指定管理者の口座

## (7) 損害賠償及び不可抗力に関する事項

第三者への賠償、不可抗力によって発生した損害や追加費用の負担の考え方を定める。また、必要に応じて、指定期間中に指定が解除された場合の損害賠償の考え方について定める。

また、地方公共団体が、指定管理者に対して履行保証保険や第三者賠償保険の付保を求める場合は、その旨を規定する。なお、履行保証保険については、施設ごとに、その意義や必要性を十分に検討した上で必要と判断された場合にのみ定めるようにする。

### 損害賠償及び不可抗力に関する事項に定める項目例

- ◆ 第三者への賠償
- ◆ 保険
- ◆ 不可抗力発生時の対応
- ◆ 不可抗力によって発生した費用等の負担
- ◆ 不可抗力による一部の業務実施の免除
- ◆ 損害賠償等

## (8) 指定の取り消しに関する事項

指定を取り消す場合の条件や業務の停止を命じる条件、事由、及び手続きを定める。

指定管理者の指定は行政処分であるため指定管理者が指定を解除することはできないが、現実的には指定管理者から指定の解除を申し出るといふことも想定されることから、そうした申し出が行われた場合の対応についても定めておく必要がある。

#### 指定の取り消しに関する事項に定める項目例

- ◆ 地方公共団体による指定の取り消し及び業務の停止
- ◆ 指定管理者による指定の取り消しの申出等
- ◆ 不可抗力による指定の取り消し

#### (9) 指定期間の終了に関する事項

業務の引継ぎ方法や指定期間終了時の備品等の扱いについて定める。特に、指定管理者が交代する場合には、業務の引継ぎが適切に行われなかったり、預かり金、業務マニュアル、備品の取扱い等についてトラブルが発生することが懸念される。こうしたトラブルを回避するために、引継ぎについてはできるだけ詳細に規定を置くことが望まれる。

#### 指定期間の終了に関する事項に定める項目例

- ◆ 業務の引継ぎ等
- ◆ 原状復帰義務
- ◆ 備品等の扱い
- ◆ 指定期間終了時の取扱い

#### (10) その他に関する事項

その他事項として、著作権等や運営協議会の設置義務、自主事業の条件、協定の変更方法、疑義についての協議方法等を定める。実際には、協定における具体的な規定ですべての問題を解決することは困難なことが想定されることから、地方公共団体と指定管理者の間で疑義が生じた場合は、両者の協議を得て解決を図る旨を規定しておく必要がある。また、指定期間中には協定内容の変更の必要性が生じることも想定されることから、変更に関する規定を定めておくことも大切である。

#### その他に関する事項に定める項目例

- ◆ 著作権等の使用
- ◆ 運営協議会・連絡調整会議等の設置
- ◆ 暴力団等関係者の排除
- ◆ 業務範囲外の業務（自主事業）
- ◆ 環境への配慮
- ◆ 監査

- ◆ 情報の開示等の請求
- ◆ 協定の変更
- ◆ 解釈・疑義についての協議
- ◆ 裁判管轄

## 第2章 協定に関する主要論点とあるべき方向性

本章では、第1章に挙げた協定書において定めるべき事項のうち、地方公共団体と指定管理者の間で争議となりやすい主要論点を取り上げ、それぞれの課題について、「現状と課題」及び「あるべき規定の考え方」について整理を行った。また、「あるべき規定の考え方」については、それぞれ、「研究会での議論」を整理するとともに、それを踏まえて、「基本的な考え方」と「協定に盛り込むべき事項」を示した。

「主要論点」と前章の「協定書において定めるべき事項」の対応関係

主要論点	協定書において定めるべき事項
①修繕費の分担	「(3)業務の実施に関する事項」の「管理施設の修繕等」に該当
②備品の帰属	「(4)備品等の扱いに関する事項」に該当
③債務負担行為の設定と委託料等	「(6)指定管理料及び利用料金に関する事項」の「指定管理料の支払い・変更」に該当 (※債務負担行為は協定書締結の前提条件)
④利用料金の取り扱い	「(6)指定管理料及び利用料金に関する事項」の「利用料金収入の取扱い」及び「利用料金の決定」に該当
⑤印紙税・消費税の扱い	「(10)その他に関する事項」の「協定の変更」に該当 (※印紙税は募集要項等に記載する内容)
⑥物価変動の反映	「(10)その他に関する事項」の「協定の変更」に該当
⑦モニタリングの実施	「(5)事業報告に関する事項」に該当
⑧指定管理者の業務不履行と履行保証	「(7)損害賠償及び不可抗力に関する事項」に該当
⑨緊急時の対応	「(7)損害賠償及び不可抗力に関する事項」の「不可抗力発生時の対応」及び「不可抗力によって発生した費用等の負担」、「不可抗力による一部の業務実施の免除」に該当

## 1. 修繕費の分担

### (1) 現状と課題

- ・ 公の施設の修繕費の分担については、地方公共団体と指定管理者の費用負担の考え方が不明確な場合が多い。
- ・ 一般的に、小破修繕などの小規模な修繕の費用の負担は指定管理者、躯体を扱うような大規模な修繕の費用は地方公共団体が負担とされるケースが多い。
- ・ 修繕費の費用負担については、例えば、「1件あたり〇〇万円を超える工事は地方公共団体の負担」と金額で示すことも多い。
- ・ しかし、「1件あたり〇〇万円」という形で金額を示しても「1件」の定義が不明瞭であると、地方公共団体と指定管理者で解釈が異なることもある。
- ・ その結果として、地方公共団体から指定管理者に修繕を依頼・指示しても、指定管理者が受け付けないこともある。
- ・ 一方で、地方公共団体においても、基準が不明確なこと等により、自己が負担すべき修繕費について、予算が確保できないこともある。
- ・ 修繕費の費用負担に関する規定事例を次ページ以降に掲載するが、内容により分担を定義する場合と金額で分担を定義する場合に分かれており、過半は金額で分担を定義する場合であり、その中では10万円を区切りとしているケースが多く、逆に30万円以上は少ない。

指定管理者協定における修繕費等費用負担に関する事例

	地方公共 団体	協定書名	関連条文等
①	近江八幡 市	近江八幡市駅南総合スポーツ 施設 仮基本協定書（案）	<p>【協定書】 （施設の増築等） 第12条 施設の増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。 2 施設の修繕については、仕様書に基づき実施するものとする。 3 乙が、施設の改造を行う場合、事前に甲の承認を得なければならないものとし、該当の改造に係る経費は乙の負担とする。</p> <p>【仕様書】 （3）その他 ① 施設及び付属設備並びに備品等が破損の修繕については、主たる原因が構造等から起因するもの以外は、指定管理者が負担するものとする。但し、疑義が生じた場合は、近江八幡市及び指定管理者との間で、協議すること ② 光熱水費・消耗品費等は、指定管理者の負担とする。</p>
②	桑名市	桑名市公園・スポーツ施設等の 管理に関する協定書（案）	<p>（管理施設の改修等） 第11条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件50万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものについては、甲の負担と責任において実施するものとし、見積額が1件50万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては、乙は甲の承認を受け、乙の負担と責任において実施するものとする。</p>
③	高知県	高知県立手結港海岸緑地公園 の管理運営に関する協定書	<p>（施設等の修繕） 第10条 第2条で規定する業務を行ううえで支障があり、甲が施設及び設備の維持管理に必要と認める修繕についての費用は、通常の使用において生じた消耗部品の交換等であって、修繕の費用が5万円未満のものを除き、甲が負担するものとする。</p>
④	四街道市	四街道市文化センターの管理 に関する協定書（案）	<p>（本施設の改修等） 第14条 本施設の改修、改造、増築、移設については、甲の責任と費用において実施するものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、乙の費用において行うものについては、この限りでない。 2 本施設の修繕については、1件につき5万円以上のものについては、甲の責任と費用において実施するものとし、1件につき5万円未満のものについては、乙の責任と費用において実施するものとする。</p>

⑤	四日市市	四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター)施設指定管理者協定書	別表 修繕等経費負担区分				
			項目	内容	市	指定管理者	
⑥	大阪府	大阪府立労働センターの管理運営業務基本協定書 大阪府立漕艇センターの管理業務基本協定書	【リスク分担表】				
			段階	種類	内容	府	指定管理者
⑦			維持管理・運営段階	物価	物価変動		○
				維持補修	事業者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○						
施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び※日常の維持補修含む）		○					
施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（建物所有者の発意による維持補修を含む）	○						
施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）		○					
事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○					
天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	協議事項						
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○					

				天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項																											
			市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振			○																										
⑧	大和市	大和市まごころ地域福祉センターの指定管理に関する協定書（案）	<p>（管理施設の改修等）</p> <p>第15条 管理施設の改修、改造、増築、又は移設については、次項の規定を除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。</p> <p>2 乙は、業務の効率的又は効果的な運営を目的として管理施設の改修を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。当該協議においては当該改修等の必要性、妥当性等を検討するものとし、甲がその必要性、妥当性等を適正と認めた場合に、乙は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。</p> <p>3 管理施設の修繕については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。</p>																														
⑨	長崎県	崎野自然公園の管理に関する基本協定書	<p>【リスク分担表】※抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理施設の修繕</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由による場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">備品等の損傷・損壊・盗難</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由による場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					種類	内容	負担者		県	指定管理者	管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○	上記以外の場合	○		備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○	上記以外の場合	○	
種類	内容	負担者																															
		県	指定管理者																														
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○																														
	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○																														
	上記以外の場合	○																															
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○																														
	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○																														
	上記以外の場合	○																															
⑩	栃木県	栃木県なかがわ水遊園の管理に関する協定書（案）	<p>（施設の改築及び修繕等の実施区分）</p> <p>第30条 乙は、水遊園の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。（別記4参照）※別紙参照</p>																														

⑪	八王子市	八王子市立長房西保育園の管理に関する年度協定書	<p>(施設の維持修繕等)</p> <p>第1条 事業に係る施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は原則として八王子市が負担するものとする。その他の軽微な修繕は指定管理者が管理業務に係る経費の範囲内で行う。</p> <p>2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担する。</p>
⑫	武蔵野市	武蔵野市立〇〇コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書	<p>(施設の改築等)</p> <p>第17条 施設の改築、改造、増築、移設及び大規模改修は、甲が行うものとし、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、コミュニティセンターの原状を変更してはならない。ただし、施設の維持のための小規模修繕については、乙が行うことができるものとする。</p>
⑬	和光市	和光市地域活動支援センター指定管理者年度協定書	<p>(施設の維持補修等)</p> <p>第4条 本業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協議の上、行うものとする。ただし、甲の承認を受けた1件10万円未満の施設改修工事及び1件5万円未満の備品の取得については、甲が支払う対価の範囲内において乙が行うものとする。</p>

## (2) あるべき規定の考え方

### 1) 研究会での議論

- ・ 地方公共団体負担となっている修繕について、指定管理者が負担を強いられることもある。
- ・ 修繕工事の「1件」の定義があいまいなケースもあり、それによって費用負担額がかなり異なることもあるため、地方公共団体と指定管理者の間で、事前に考え方をすり合わせるようにしている。
- ・ 利用料金収入を増加させるため、指定管理者が自らの負担で改修工事を希望する場合もあるが、終了時の取り扱いが不明確である。
- ・ 地域や施設の特性によっては、協定書ではあまり詳細に規定せず、実際の協議によって分担を決定するという考え方もある。
- ・ 地方公共団体が負担する毎年度の修繕計画及びその修繕費用が示されると、指定管理者側も指定管理者が行うべき修繕の範囲が把握しやすくなる。
- ・ 地方公共団体と指定管理者で費用負担を押しつけ合わずに、互いに当初予算で見積もった修繕費については確実に執行することが重要である。
- ・ そもそも、修理修繕（リペア）と保守修繕（メンテナンス）の区分を意識することが必要である。
- ・ 経年劣化的な修繕費については、基本的にどのような主体が管理しても必要となるコストであることを考えれば、水光熱費などとともに入算対象とし、必要となる維持管理水準を徹底することも有効である。

### 2) 基本的な考え方

- ・ 協定書においては、地方公共団体と指定管理者で解釈が異なることがないように、修繕工事の区分とそれぞれの費用の負担者を具体的に示すことが必要である。
- ・ ただし、施設の特性によっては、必ずしも詳細な規定が必要でないこともある。
- ・ また、地方公共団体では、予め修繕計画を策定し、将来的な修繕工事の必要性を把握しておくとともに、不測の事態に備えて予備費的な予算を確保しておくという配慮も大切である。
- ・ 修繕費の変動部分大きい施設などでは、必要となる維持管理水準を徹底させるため、修繕費を精算対象とする考え方もある。

### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 想定される修繕工事の区分
- ・ 個々の修繕工事に関する地方公共団体と指定管理者の分担やその判断基準
- ・ 協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担の決定方法

## 2. 備品の帰属

### (1) 現状と課題

- ・ 公の施設に備えられている、既存の備品等の存在が地方公共団体によってきちんと確認されておらず、地方公共団体と指定管理者の間で責任の所在に関する見解の相違が発生することがある。
- ・ 指定管理者が指定期間中に購入した備品等の所有権の帰属が不明な場合がある。
- ・ 指定管理者が代わる場合に従前の指定管理者が購入した備品等の扱いが不明である。
- ・ 指定管理者が購入した備品等の所有権移転等の手続きが不明である。
- ・ そもそも備品台帳がきちんと作成・管理されていない場合も多い。

### (2) あるべき規定の考え方

#### 1) 研究会での議論

- ・ 指定管理者が指定期間中、リースで持ち込んでいたような備品については、次の公募時にその旨を示しておかないと、誤解に基づくトラブルが生じる可能性がある。
- ・ 指定管理者の引き継ぎの際に、備品リストとその存在の確認を行うといった運用方針等が定められているとよい。
- ・ 最近では、公募の際に備品台帳等の閲覧が認められるケースも出てきており、こうした試みは高く評価できる。
- ・ 指定管理者が購入した備品等の所有権の扱いを明確にしていないと、民間事業者として適切な税務会計の処理ができなくなる可能性があり、事前にルールを決めておくことが望ましい。

#### 2) 基本的な考え方

- ・ 協定締結時に地方公共団体が把握している備品リストを明確に示す。また、備品リストの更新方法についても示しておく。
- ・ 備品等の更新条件について地方公共団体と指定管理者で解釈が異なることがないよう、特に解釈が分かれる可能性がある備品等については、どのような状態になったら更新すべきかを示す。
- ・ 備品等の所有権は、特に、指定管理者が交代する場合に必要な備品等が引き継がれないことがないように、またトラブルが発生しないよう、所有権の扱いを示す。

#### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 協定締結時における備品リストの位置づけとリストの更新方法
- ・ 備品等の更新条件

- ・ 備品等の所有権の帰属の考え方
- ・ 指定管理者が所有権を有する備品等の指定期間終了時の扱い

### 3. 債務負担行為の設定と委託料等

#### (1) 現状と課題

- ・ 指定管理料について債務負担行為をとっていない地方公共団体では、後年度において、当初の指定管理者の事業計画書に記載された指定管理料を確保できない場合もある。
- ・ また、債務負担行為をとっていない地方公共団体の場合、地方公共団体の財政状況によって、指定管理料が一律カットされる場合がある。
- ・ これにより、指定管理者の業務においてサービスが低下することがある。また、指定管理者のモチベーションのダウンにつながることもある。

#### (2) あるべき規定の考え方

##### 1) 研究会での議論

- ・ 地方公共団体によって、債務負担行為を設定している場合とそうでない場合がある。
- ・ 協定書は、各年度の指定管理料を定めた一本の協定とする場合と、「基本協定+年度協定」として、各年度の指定管理料は毎年度決定する場合とがある。
- ・ 指定管理者の業務は、複数年に渡り業務を行うものである。各地方公共団体において考え方や事情はあるかもしれないが、本来の趣旨から考えれば、債務負担行為を設定すべきである。
- ・ ただし、債務負担行為は上限金額を定めているものであり、債務負担行為を設定したからといって、毎年度の指定管理料が保証されたことにはならない。
- ・ 地方公共団体にとっても、厳しい財政運営が求められており、十分な指定管理関連予算が確保できない状況もある。
- ・ 指定管理者の評価も最近が増えてきたが、地方公共団体の予算制約上、修繕等の業務が実施できなかったことにより、利用者の満足度評価が低かった場合には、そのことを踏まえた上で指定管理者の評価を行う必要がある。

##### 2) 基本的な考え方

- ・ 複数年における指定を行う場合は、本来の趣旨に沿って、債務負担行為を設定すべきである。
- ・ 指定管理料だけでなく、地方公共団体は、不測の事態に備えた予備費的な予算についても措置しておく必要がある。
- ・ 地方公共団体がモニタリング・評価を適切に実施し、適切な指定管理料の金額につい

て精査を行う必要がある。また、その結果は、次の指定時の予算策定に役立てることができる。

### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 毎年度の指定管理料等に関する決定方法
- ・ 地方公共団体側の帰責事由により、地方公共団体又は指定管理者が行うべき業務が実施できない場合の措置

## 4. 利用料金の取り扱い

### (1) 現状と課題

- ・ 条例上の制約により、新たな料金体系を導入することが困難な場合がある。
- ・ 利用料金制を導入している施設で、利用料金の一部を地方公共団体へ納付することを規定している事例があるが、その運用規定が明確になっていないことがある。
- ・ 固定の納付金額の場合、指定管理者の当初見込みと異なって事業収支が悪化し、当初予定額が払えなくなる場合もあり、指定を取り消すのか、納付金額の減免を認めるのかなどの運用規定が明確になっていないことがある。
- ・ 指定期間中に納付金額（または率）を地方公共団体が変更を要請することがある。
- ・ 利用料金制を導入した結果、指定管理者が撤退・倒産するような事例も出てきている。
- ・ 納付金を収めるように定めている事例を次ページ以降に掲載するが、納付金を固定額とする場合と指定管理者の収益に連動する場合がそれぞれ同程度見られる。なお、指定管理者の事業収支が悪化した場合の納付金の扱いについて、記載されているケースは少ない。

指定管理者協定における利用料金（納付金）の事例

	地方公共 団体	協定書名	関連条文等
①	栃木県	栃木県民ゴルフ場 指定管理者公募要領	6 県に支払う納付金 (1) 納付金の下限額 指定管理者は県に対して納付金を支払うこととします。ただし、その額は年額1,400万円を下限額とし、災害等の特別な場合を除き原則として減額はしませんので、過去3か年の料金収入及び費用等を御参照の上、納付金額を示してください。なお、各年度の納付金の額及び支払い方法等は協定書において定めるものとします。
②	千葉県	千葉県幕張新都心地下駐車場指定管理者募集要項	5 企業庁納付金 (2) 納付金 指定管理者は、企業庁へ次のとおり納付金を納入していただきます。 ①幕張新都心地下駐車場の利用収入の20パーセント以上 ②指定管理者の収益率が20パーセントを超える場合に、超えた部分の50パーセント ③納付の時期は、10月末までに前年度の実績の半額、3月末までに当該年度の精算額を確定し、速やかに納入するものとします。ただし、21年度前期分の納入は21年度の前期分の収入により算出していただきます。
③	神奈川県	神奈川県立芦ノ湖キャンプ村指定管理者募集要項	3 管理に要する経費 (1) 管理に要する経費 本事業では、利用料金制（施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とすること）を導入します。業務に要する経費は、施設の利用料金及び施設内のその他の収入（売店、レストラン等）から、県に納付する納付額を控除した金額の中で賄います。 納付金額は、これまでの芦ノ湖キャンプ村運営実績を踏まえ、17,000千円とします。 この他、利用率の向上、経営の効率化等によって、県への納付額の追加をご提案いただける場合には、その金額や納付時期等についてご提案ください。
④	大阪府	大阪府立労働センターの管理運営業務基本協定書	第8条 乙が甲に支払う納付金は、年額金31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、平成18年度における納付金は年額23,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 2 前項の納付金の支払い方法等は、甲乙協議のうえ、契約書で定めるものとする。

⑤	青森市	青森市八甲通り路上駐車場指定管理者業務仕様書	<p>5 利用料金について</p> <p>(2) 市への納付金</p> <p>指定管理者は収受した利用料金収入によって管理運営経費を賄うことになるが、その収支状況等に鑑み、収入額のうち一定額を市への利用料相当の負担額として市に納付するものとする。</p> <p>この市に納付すべき金額の最低限(納付基準額)は、総額10,000千円(年額2,000千円)とし、具体的な納付金額は、各申請者において申請時に提案するものとする。</p> <p>ただし、赤字となった場合には、原則的には市からの補填はしないものの、駐車場を取り巻く状況の変化(地震、火災、暴風雨など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的な現象)に伴い赤字となった場合は、協議の上、補填する場合もある。なお、市への納付額や納付時期等については、協議の上、協定で定める。</p>
⑥	千葉市	千葉市民ゴルフ場指定管理者募集要項	<p>第9 経理に関する事項</p> <p>4 納付金</p> <p>本施設の運営によって得た収入(利用料金収入、自主事業による収入及びその他の収入)の一部を、市への納付金として納めていただきます。納付金額については、年度毎の収入金額(市に目的外使用料を支払う事業を除く。)に定率を乗じた額とし、その率は応募者による提案とします。</p>
⑦	小浜市	小浜市町並みと食の館指定管理者募集要項	<p>4 利用料金及び費用の負担等</p> <p>(3) 指定管理者は、この応募に際し収支予算書で提示した納付金を毎年度市に納付していただきます。納付金の最低額は、24万円(行政財産の使用料から管理費を差引いた額+保険金)とします。ただし、納付金は、事業計画書で提示した納付金の納付基準に従い、協定書第23条第2項の規定に基づき、年度ごとに定めるものとします。</p>
⑧	越前市	しきぶ温泉湯楽里指定管理者の仕様書	<p>8. 管理運営業務内容</p> <p>(3) 納付金</p> <p>指定管理者は、定額5,000万円(指定管理者の総額)に加え、各年度における施設に係る指定管理者の経常利益に、指定管理者がこの応募に際し提示した割合を乗じて得た金額を、納付金として次のとおり市に納めるものとする。</p> <p>①定額5,000万円のうち2,500万円は、本契約後直ちに一括して納入するものとし、その残額2,500万円については、5年に分け、各年度500万円を毎年度末に納入するものとする。</p> <p>②各年度における施設に係る指定管理者の経常利益に、指定管理者がこの応募に際し提示した割合を乗じて得た金額は、毎年度末に納入するものとする。</p>

⑨	舞鶴市	市営駐車場指定管理者の募集について	<p>3 管理の基準</p> <p>(3)施設の利用料金 施設の利用料金は、条例で定める金額を上限として、市長の承認を受けて設定していただきます。この利用料金は指定管理者自らの収入になるものですが、借地料、公債費等の経費については、市が直接支出する必要があることから、利用料金の一部を市会計に納付していただきます。また、利用料金の減免については、市長が別に定める減免基準に従って行っていただきます。</p> <p>8 指定管理者から市への納付額 (1)平成20年度の指定管理者からの納付金予算額は、23,917千円です。</p>
⑩	徳島市	徳島駅前地下自転車駐車場 指定管理者募集要綱	<p>2 納付金</p> <p>①固定納付金 各年度の収支状況に関わらず、3,364,000円で、毎年度末9月末日まで、市へ納付していただきます。</p> <p>②変動納付金 各年度の剰余金から固定納付金を控除して得た後の金額の50%に相当する額を、毎会計年度終了後市の指定する期日までに納付していただきます。剰余金が固定納付金を超えない額の場合は、変動納付金の納付はないものとします。</p>
⑪	鳥取県江府町	奥大山スキー場指定管理者募集要項	<p>4. 利用料金の取扱い等</p> <p>(1)利用料金 利用者が支払う利用料金の収入は指定管理者自らの収入として收受するものとし利用料金収入により委託業務に要する経費を賄うものとする。なお、町から指定管理者への指定管理料は支払わないものとする。</p> <p>(2)納付金 納付金として、年間 12,100,000 円、町に納付すること。納付金は、毎年度 1 月末までに納付すること。</p> <p>(3)利益還元金 指定管理者は、施設の運営収支により、総収入から総費用を差し引いて、利益が生じた場合は利益の一定割合（以下「割合」という。）を利益還元金として、毎会計年度決算終了後 50 日以内に納付書により江府町に納入するものとする。江府町に納付する割合は、町と指定管理者との間で締結する協定書において定めるものとし、その割合は 10%を下回ることができない。江府町に納付できる割合を提案すること。なお、赤字が生じた場合、町は補填しないものとする。</p>

## (2) あるべき規定の考え方

### 1) 研究会での議論

- ・ 使用料等については、条例において上限が定められていることが多い。
- ・ 指定管理者の提案で年間フリーパス等を導入したくても、条例上の制約があって導入できないケースもある。
- ・ 条例に定められた範囲内で柔軟な運用が認められると、より指定管理者の創意工夫を図る余地が広がる。
- ・ 利用料金の収入不足が指定管理者の撤退につながっている事例も多く見られるが、それが指定管理者の責任によるものなのか、それとも事業計画自体が厳しかったのかを、明らかにする必要がある。
- ・ 納付金額の決定方法については、収入金額に対する割合よりも利益に対する割合とする方が合理的である。

### 2) 基本的な考え方

- ・ 利用料金制を導入する場合には、それを指定管理者の収入にできることを示すとともに、料金体系の変更方法も示すようにする。
- ・ 利用料金収入の一部を地方公共団体に納付することになっている場合には、その金額の決定方法（何に対する率なのか等）を明記する。
- ・ 指定管理者の創意工夫を最大限に発揮させるという観点から、施設使用料等の運用の弾力化を図ることも有効と考えられる。

### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 利用料金の料金体系の変更方法及び手続き
- ・ 納付金額（または率）の決定方法
- ・ 納付金額の見直し要件

## 5. 印紙税・消費税の扱い

### (1) 現状と課題

- ・ 協定書への印紙の貼付の要否については、基本的に税務署の判断に委ねられており、地方公共団体によって異なる。
- ・ 印紙の貼付の要否については公募要項等には記載されていないことも多い。
- ・ 消費税等率等の税率変更に関する規定が定められていないことも多い。

## (2) あるべき規定の考え方

### 1) 研究会での議論

- ・ 協定書には、「行政処分の附款」としての性質と、「契約」としての性質がある。
- ・ 消費税率の上昇に伴う管理費用の増大は、地方公共団体負担と考えるが、現実的には指定管理者の負担と考えている地方公共団体も見られる。
- ・ 印紙の貼付の要否が公募時に明確になっておらず、印紙を貼付し協定を締結した後に、異議申し立てをして還付を受けたケースもある。

### 2) 基本的な考え方

- ・ 印紙の貼付の要否については、各地方公共団体で検討し、公募要項に明記することが望ましい。
- ・ 消費税率の変更に伴う管理費用の増大は、地方公共団体側が負担するべきである。
- ・ 可能な限り、消費税以外の税率の変更等に関する考え方についても示す。

### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 事業所税や印紙税の扱い（募集要項等）
- ・ 消費税率やその他の税率に変更があった場合の増加費用の負担の考え方

## 6. 物価変動の反映

### (1) 現状と課題

- ・ 物価変動（例えば、燃料費や食材費）に対する規定が明確に定められていないことが多い。
- ・ 今年の燃料代の高騰のように、物価変動の内容によってはかなりコストが増大するケースもあり、サービスの量や質の低下につながる恐れがある。

### (2) あるべき規定の考え方

#### 1) 研究会での議論

- ・ 燃料費など的高騰による管理コストの変動に応じて、指定管理料を変更する規定を設けている協定も見られる。
- ・ 物価変動については、暗黙の了解として指定管理者の負担になっていることが多い。しかし、施設によっては、大幅な物価変動により事業収支が悪化し、指定管理者が撤退や倒産する事例も出てくるものと思われる。

- ・ 昨今の原油価格の乱高下などもあり、協定書には明記されていないが燃料費などは精算性とする地方公共団体も増えてきている。
- ・ 3年程度の短期的な管理の場合には、物価変動のリスクは小さいが、10年程度の長期の管理の場合には、負担のルールを協定に定めることが重要である。

## 2) 基本的な考え方

- ・ 物価変動のリスクについては、PFI (Private Finance Initiative) 事業のリスク分担も踏まえ、一定範囲までは指定管理者の負担とし、それ以上は地方公共団体が負担することとするのが妥当と考えられる。
- ・ 少なくとも、そうした事態が発生した場合には、地方公共団体と指定管理者で協議を行うことができる旨の規定は定めておく必要がある。
- ・ 昨今の燃料代の高騰のように物価変動が予測困難な場合については、精算制を導入することも考えられる。

## 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 物価変動リスクに関する地方公共団体と指定管理者の費用負担（一定基準を超えたら、超過した部分については地方公共団体が負担するなど）
- ・ 一定基準以上の物価変動が生じた場合の地方公共団体と指定管理者間における協議の開催（任意）

# 7. モニタリングの実施

## (1) 現状と課題

- ・ 基本的に、どの地方公共団体においても、何らかの方法によりほとんどの施設においてモニタリング（業務監視）は実施されている。
- ・ しかし、モニタリングの実施に関する手続きが、必ずしも明確に定められていない。
- ・ 特に、監査に求められる経理関連書類については、地方公共団体や担当者による種類・程度が大きく異なる。
- ・ 公募要項等にはモニタリングの実施方法が具体的に示されていなかったが、実際には多くの作業を求められることもあり、指定管理者の負担が増加することがある。

## (2) あるべき規定の考え方

### 1) 研究会におけるこれまでの議論

- ・ モニタリングを行うために、多大なコストをかけるのは、指定管理者制度の導入の本

来の趣旨にそぐわない。

- ・ モニタリングに用いる標準的な様式等を事前に提示し、指定管理者と認識を共有しておくことも重要である。
- ・ モニタリングと指定管理者の評価は、似ているが趣旨は異なるものであり、それぞれの位置づけを明確にした上で、実施方法、評価の範囲等を事前に明確にしておく必要がある。

## 2) 基本的な考え方

- ・ モニタリングの実施に関する手続きを公募要項等に具体的に明記する。ただし、施設によってその内容や程度は異なるので、施設毎によく検討する。
- ・ 特に、提出書類の内容、様式をはじめ、業務監視の方法（確認項目等）を具体的に示し、担当者が異動により変わった場合でも適切に対応できるようにすることも有効と考えられる。
- ・ 施設によっては、指定管理者が自発的にコスト削減やサービスの量や質の向上を図るような、具体的なインセンティブ規定の導入も検討することも有効と考えられる。具体的には、モニタリング・評価の結果を、次の指定管理者の選定に得点の形で反映させるなどの方法がある。
- ・ 一方で、モニタリング・評価の趣旨を踏まえ、その事務手続きの効率化を図り、指定管理者や地方公共団体に過度の負担とならないように配慮する。

## 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 指定管理者が提出すべき報告書等の種類、内容、周期
- ・ モニタリングの実施方法
- ・ モニタリング結果を踏まえた、改善勧告の発信から指定取り消しまでの手続き
- ・ インセンティブを設ける場合には、インセンティブ適用の条件と内容

# 8. 指定管理者の業務不履行と履行保証

## (1) 現状と課題

- ・ 昨今では、指定管理者の指定取消し事例も増加している。
- ・ 指定管理者の業務不履行の場合の措置（指定の取り消しを含む）が必ずしも明確に規定されていない。
- ・ 地方公共団体も、継続性や安定性を担保する観点から、契約保証や履行保証の導入を検討するケースが増えてきている。

## (2) あるべき規定の考え方

### 1) 研究会での議論

- ・ 大規模施設や、病院等の特に継続性・安定性が求められる施設については、契約保証や履行保証を条件付ける必要がある。
- ・ 実際に、契約保証金の納付や履行保証保険の付保を条件付けている地方公共団体（施設）もある。
- ・ 一方、コミュニティセンター等においては、履行保証を求めるのは現実的ではない。また、実際、NPO 法人や地域の住民団体では履行保証保険をかけることができない場合もある。
- ・ 履行保証保険については、個々の案件の協定書の内容による。具体的には、指定管理者の協定が契約としての条件・規定をある程度具備していれば、履行保証保険を付保することも可能となる。
- ・ ただし、一般的に、長期間の履行保証保険をかけることは難しく、実際は毎年度の更新という形を取る。

### 2) 基本的な考え方

- ・ 業務不履行であると判断する条件を明記することが必要である。また、業務不履行であると判断された場合には、改善勧告や指定取り消しの手続きも明記することが必要である。
- ・ 契約保証や履行保証の必要な施設とそうでない施設の判断を行い、理想的にはその客観的な判断基準を地方公共団体として設けておくことが望ましい。
- ・ 履行保証等を求める場合には、公募要項や協定書等に、保証金の額（割合）を明記することが有効である。
- ・ 履行保証保険等を義務付ける場合には、保険の付保が可能なように、協定書に「契約書として」必要な規定を定めることが有効である。また、保険に加入すれば、履行保証金は不要とするなどの条件を示すことが必要である。

### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 業務不履行の判断条件と不履行時の措置の考え方
- ・ 履行保証を求める場合にはその具体的な条件
- ・ 履行保証保険を義務付ける場合にはその具体的な条件

## 9. 緊急時の対応

### (1) 現状と課題

- ・ 災害発生等の緊急事態発生時の指定管理者の役割や協力関係が不明である。
- ・ 災害発生時の緊急事態発生時の施設の扱いや、施設の運営・管理業務の停止に対する営業損失の取り決めが必ずしもなされていない。

### (2) あるべき規定の考え方

#### 1) 研究会におけるこれまでの議論

- ・ 大規模災害になった際の対応は、協定書で定めきれない面もあり、協定書の条文は、ある程度融通のきく記述にしている方が運用しやすい場合がある。
- ・ 災害時の対応などでは、指定管理者に様々な役割が求められることがあり、事前に指定管理者に求める役割を明確にしておく必要がある。
- ・ 災害の結果、営業を停止する場合には、従業員の給与補てんと改修工事等の相殺を行って精算した。ただし、指定管理者料の支払や、営業損失の補填が必ずしもできていないこともある。

#### 2) 基本的な考え方

- ・ 地方公共団体と指定管理者が信頼関係を持って災害対策にあたるよう、災害発生時における指定管理者の協力の義務を定めておくことも有効である。
- ・ あわせて、トラブルを回避するために、災害発生時等の施設の扱いや、施設の運営・管理業務の停止に対する営業損失の取り決めの基本的考え方を示すことも有効である。
- ・ 災害が発生してみないと想定できない状況については、互いに真摯に協力して対応することを明記する程度にとどめ、柔軟な対応が可能となるように留意する。

#### 3) 協定に盛り込むべき事項

- ・ 災害発生時における指定管理者の協力の義務
- ・ 災害発生時等の施設の扱い
- ・ 災害発生時に伴う施設の運営・管理業務の停止に対する営業損失の考え方
- ・ 協定の規定にない状況となった場合の措置の考え方

## 参考 1 指定管理者制度における協定に関する基本事項

### (1) 協定の締結

総務省自治行政局長通知（通知平成15年7月17日総行行第87号）第2の2（3）において、「指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。」とされている。

### (2) 指定の法的性格

指定管理者の指定の法的性格については、成田頼明監修「指定管理者制度のすべて～制度詳解と実務の手引き」において、以下のように整理されている。

Q15 「指定」の法的性格はどのようなものですか。

A 自治法244条の2第3項に規定する「指定」は、「法律に基づき、具体的場合について、行政機関の単独の意思により権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為」に該当し、行政処分的一种とされています。

出典：成田頼明監修「指定管理者制度のすべて～制度詳解と実務の手引き」（第一法規）（P.74）

### (3) 指定の協定と契約の関係

指定管理者の協定と契約の関係については、上述の「指定管理者制度のすべて」において、以下のように整理されている。

Q61 指定管理者と地方公共団体の間では、契約を結ぶことになるのですか。

A 指定管理者が公の施設管理を行う権限自体は、条例に基づく指定という行政行為によって生じるものであって、別に契約を結ぶことは不要です。

もともと、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、支出金の支払方法、施設内の物品の所有権の帰属などの管理業務の実施にあたっての詳細な事項については、両者の協議で定めるものであり、この場合には別途両者の間で協定等の締結することが適当です。

出典：成田頼明監修「指定管理者制度のすべて～制度詳解と実務の手引き」（第一法規）（P.110）

#### (4) 指定管理者協定の法的性質

指定管理者協定には、行政処分の附款と捉える考え、契約と捉える考え、及びそれらの双方の性質を有する考えがある。

「協定」の法的性質については、「行政行為の附款」とする考え方と「契約としての法的性質を有する協定」とする考え方がある。ここで、協定を「行政行為の附款」ととらえると、行政行為の条件として地方公共団体が一方的に決めていることになるが、協定締結の過程及び協定に含まれる内容を考慮すると、法的拘束力のある契約条項的な規定部分を含むことから、「契約としての法的性質を有する協定」とするほうが適当であると考えられる。また、行政処分にあたっての基本的な条件を「行政行為の附款」として定め、その細部について契約としての法的性質を有する「協定」を組み合わせることも可能であると考えられる。また、「協定」が契約としての法的性格を有するとした場合、地方自治法第 234 条の契約に関する規定や第 142 条等の兼業禁止の規定との関係が問題となるが、これらは契約相手先を決定する際の規定であることから、これと対応関係にある「指定」という行政行為には適用されないものである。

出典：地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会<報告書>」平成 19 年 3 月

#### (5) 指定管理者協定の運用の現状

指定管理者協定の運用実態については、各地方公共団体において、次のような相違が見られる。

- ①債務負担行為の設定を行っている場合と、そうでない場合がある。
- ②「基本協定書+年度協定書」としている場合と、そうでない場合（一元化している場合）がある。
- ③公募時に協定書案を公表している場合と、そうでない場合がある。
- ④印紙を貼付する場合と、そうでない場合がある。
- ⑤履行保証・契約保証を求めている場合と、そうでない場合がある。

これらの相違については、必ずしも一義的な回答を与えることはできないが、それらを整理・把握した上で、一定の考え方や方向性を示す必要があると思われる。

## 参考2 協定に関連する諸条件の設定

### 1. インセンティブ制度

#### (1) インセンティブの導入状況

- ・指定管理者による自発的な努力や創意工夫を促す仕組みとして、インセンティブ付与の試みや検討が進められている。
- ・利用料金制は、多くの地方公共団体で採用している基本的なインセンティブの仕組みである。
- ・その他のインセンティブについては、各地方公共団体で試行錯誤の過程にあり、まだそれほど導入が進んでいない。
- ・インセンティブ付与のための参考としては、PFI (Private Finance Initiative) の事例も参考にされている。(PFI 事業で指定管理者を導入しているものにも、インセンティブ付与事例が見られる。)

#### (2) インセンティブ制度の分類

- ・平成 18 年度の指定管理者事例研究会では、金銭的インセンティブと、非金銭的インセンティブに分類した。
- ・金銭的インセンティブは施設の種類（指定管理者の収入）によって異なる。
- ・非金銭的インセンティブは、すべての施設分類に共通する。

インセンティブの分類 施設の種類	金銭的インセンティブ			非金銭的インセンティブ					
	利用料金制度	報奨金制度	動払い制度 指定管理料の業績連	次回選定時の加点	アイデア活用制度	適切な評価	指定期間の延長	業務範囲の拡大	目的外使用の弾力化
利用料金収入のみ	○			○	○	○	○	○	○
利用料金収入+指定管理料	○	○		○	○	○	○	○	○
指定管理料のみ		○	○	○	○	○	○	○	○

### (3) 各インセンティブの導入事例

#### ①次回選定時における優遇措置（北九州市）

##### ア) 内容

「施設管理状況の評価制度」を導入し、施設を総合的に評価【ABCDE の5段階評価】し、優秀と評価された事業者に対して、次回選考時においてインセンティブ（加点）を付与するというもの。

##### イ) 効果

指定管理者にとって事業の継続は最も大きな関心事の一つである。自らの努力が次回の指定に影響を与えるということは、指定管理者のモラルハザードの防止や長期的な視点による経営という効果も期待できる。

##### ウ) 課題

正確な指標の設定や外部評価の実施などにより、事務量が増加するとともに、評価結果に対する責任も重い。また、評価の公平性・客観性を担保する仕組みや方法についても十分に検討する必要がある。

##### エ) 事例

こうした制度を設けている地方公共団体はまだほとんどないが、広島市など一部の地方公共団体では、評価が優秀な場合の次回選定への反映について検討を始めている。

#### ②指定管理者アイデア活用制度（北九州市）

##### ア) 内容

指定管理者が実施する事業について、施設の魅力アップ等が見込めると思われる事業を募集、その内容を審査し、特に画期的で魅力ある上位の事業について財政支援を行う。

##### イ) 効果

意欲のある指定管理者が、画期的なアイデアを自ら考え、積極的に展開し、指定管理施設の更なる魅力アップ等が図られることにより、指定管理施設の一層の市民サービス向上に資すると考えられる。

##### ウ) 課題

指定期間とのミスマッチの可能性があるので、アイデアを適切に評価する方法が必要である。また、確実な履行についてのモニタリングも必要である。さらに、支援のための財源の確保も必要である。なお、アイデアを募集して採択が決定するのが、秋頃となるため、指定管理者にとっては、実施期間が限られることも課題となっている。

##### エ) 事例

他に類似の制度を設けている事例は確認できていない。

#### ③報奨金制度

##### ア) 内容

指定管理者の業績に応じて、一定基準を満たした場合に報奨金を支給するというもの。

#### イ) 効果

利用料金制を採用していない施設においても、収入や実績に応じて報奨金を支給することで、指定管理者のモチベーションの向上を促すことが期待される。

#### ウ) 課題

利用者を増やすことによる費用の増を賄うだけの十分な額の報奨金額が必要である。

#### エ) 事例

主な事例として、以下のようなものがある。

- ・横浜市住宅使用料収納率報奨制度
- ・倉敷市市営住宅等における新規入居報奨金、過年度滞納家賃報奨金
- ・八幡浜市、仙台市の駐車場等

### ④業績連動型指定管理料

#### ア) 内容

入館者数など業績に連動して報奨金を支給、又は指定管理料を減額させる制度である。

#### イ) 効果

指定管理者の業績が直接に指定管理料に反映されるため、指定管理者の努力を促す効果が認められる。

#### ウ) 課題

業績と実際の変動額・変動基準の関連付けが難しい。また、変動部分に指定管理者の利益を含めなければ、概念的に精算払いに近くなり、思ったほど効果を発揮しない可能性がある。

#### エ) 事例

主な事例として、以下のようなものがある。

- ①実績が目標を上回ったら報奨金を払うが下回ったら指定管理料を減額  
島根県、徳島県、鳥取県の利用料金制度を採用しない施設、北九州市の駐車場
- ②公営住宅の住宅使用料収納率に連動  
倉敷市
- ③料金収入がない施設で来館者実績に応じて指定管理料を増減  
香川県 情報通信交流館 (PFI)、桑名市図書館 (PFI)

### ⑤利用料金制度（多数地方公共団体で実施）

#### ア) 内容

公の施設の使用料は本来、地方公共団体の収入となるが、利用料金制度を導入している場合には、直接指定管理者の収入となる。

#### イ) 効果

そのため、料金収入の増減が100%指定管理者に還元されるため、指定管理者のインセンティブの発揮が期待できる。

## ウ) 課題

利用料金制度導入の適否について慎重な判断が必要である。場合によっては、指定管理料など、公的支援も必要となる。また、料金設定において指定管理者に対して一定の裁量を与える必要があることに注意しなくてはならない。

### 【地方自治法抜粋】

第二百四十四条の二（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

## エ) 事例

多くの地方公共団体で導入している。

### ⑥そのほかの取り組み

そのほか、さまざまな地方公共団体において、以下の様な取り組みが進められている。

- ・ 指定管理者の経営努力に対する適正な評価の実施
- ・ 債務負担の設定による財源の確保
- ・ 指定期間の適正化（3年を5年に延長など）
- ・ 指定に係る公の施設の行政財産の使用許可の弾力化
- ・ 指定管理者の業務範囲の拡大
- ・ 指定管理料の非精算

## 2. 履行保証保険

指定管理者の業務遂行に関して履行保証を求める地方公共団体も増えている。以下に、三井住友海上火災保険株式会社火災新種保険部保証信用保険チーム 渡辺達夫氏による講演資料「履行保証保険の概要」を参考として掲載する。

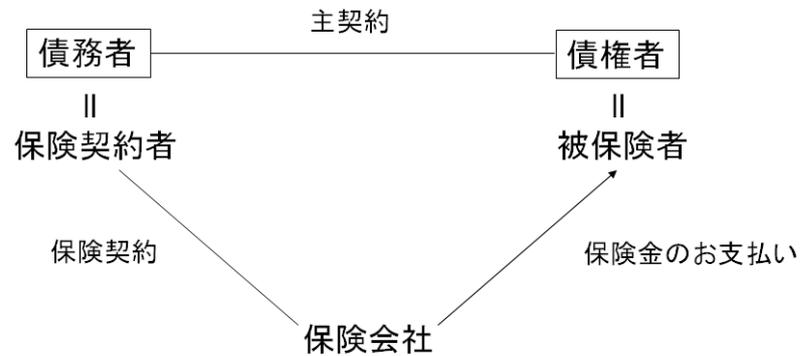
# 履行保証保険の概要

三井住友海上火災保険株式会社  
火災新種保険部保証信用保険チーム

渡辺達夫

2008年10月14日

## 1. 履行保証保険のしくみ



## 2. 保険金をお支払いする場合

### 履行保証保険普通保険約款第1条

「当社は、この約款に従い、保険契約者である債務者が保険証券記載の契約についてその債務を履行しない場合において、被保険者である債権者の被る損害に対して保険金をお支払いします。」

### 3. 履行保証保険の対象となる契約

- 売買契約
- 請負契約
- 上記以外の契約(但し、国、地方公共団体、これらの機関、またはこれらに準じる法人を被保険者とする場合)

### 4. 保険金のお支払いについて

- 主契約の解除が前提
- 保険金のお支払い額

(建設工事請負契約、売買契約以外の場合)

保険契約者がその債務を履行しないことにより、被保険者が被った一般に妥当と認められる損害の額

※ 主契約において違約金(損害賠償額の予定)の定めがある場合は、履行保証保険定額を補特約条項を付帯することにより、その予定額をお支払いします。

- 求償権

## 5. 履行保証保険のお引受について

- 保険契約者についての与信審査
- 主契約の内容の審査

### 3. 災害等の緊急時対応

災害の緊急時対応に関して、以下に、柏崎市松谷委員資料「柏崎市における指定管理者制度の実態と課題」（災害等の緊急時対応に関連する部分を抜粋）を参考として掲載する。

#### 制度導入から相次ぐ災害

柏崎市では、平成16年4月1日に指定管理者制度の導入を開始した。

その年の10月23日、M6.8／震度7という新潟県中越地震が発生、市内の各施設、住宅も大きな被害を受けた。

その復興の最中、昨年（平成19年）7月16日、今度は当柏崎市日本海沖を震源とするM6.8／震度6強の新潟県中越沖地震が発生し、市内全域が壊滅的な打撃を受けた。

その間も水害、豪雪が重なり、指定管理施設も利用者・利用料（売上）、経常経費の通常の実態がつかめないまま今日まで来ているというのが実態である。

#### 災害の事例

- 柏崎市民会館 . . . . . ステージから空が見える！
- 県立アクアパーク . . . . . 天井落下、排水管が断裂！
- 飯塚邸（明治天皇ご滞在） . . . . . 単なる補修・改修が困難！
- 柏崎市役所 . . . . . 耐震問題あり。議場は使用不可！

### 本研究会のテーマに関連した事項

#### (1) 不可抗力の扱い・災害時の対応

##### まず何が起こったか . . .

- 災害のため利用者が激減した施設 ⇒ 一般的に予測できるパターン
- 使用不能で閉鎖、又は被災により縮小運営となった施設
- 本来の用途に供さず、避難所となった施設（住宅損壊者の生活施設）  
※指定したところに避難しない⇒避難したところが避難所（高齢者は動けない）
- 被災者生活支援施設となった施設（温泉が無料浴場に）
- 災害復旧のための施設（ボランティア、自衛隊、復旧作業員宿泊施設等に利用）  
※ガス水道・下水道復旧本部など。8/11 ガスだけで 2524 人<市内業者除く>

##### その対応は . . .

- 精算は年度末（にしか出来なかった）
- 閉鎖施設の人員を市の災害業務に吸い上げて（研修派遣）、人件費を精算せず、光熱水費、経常経費のみを精算（指定管理料・一部利用料金等）
- 避難所の運営に要した人件費、施設使用料を補填（利用料金制）
- 施設の廃止条例で指定管理を休止

■市の災害復旧事務所として家賃（経費）を支払い

※不可抗力の災害であるが、施設の使われ方も本部の決定で事前に決められない。

日々方針や状況が変わる<突然のごみ置き場、物資の搬入場所>

■国や県の現地本部も庁舎内に設置できない場合もあり、公の施設が使われる。

## （２）修繕費等の分担・・・災害による大規模修繕は市が対応するが・・・

■市は財政難で特財頼み

※事前着手で補助や起債が認められないというケース（災害査定が来るまで手を付けられない）

■指定管理者は市単費で復旧、早期開業を要求。

※特に利用料金制の施設は、日々の営業収入にウエイトを置いている。

◎細かい部分はケース b y ケース

※体育施設は施設修繕費を別枠で指定管理者に支払っていた。

※修繕費そのものが災害に起因したものか、経年劣化によるものか判らない。

### 参考3 地方公共団体における協定書の雛形例

地方公共団体において、指定管理者との協定書の雛形を定めている5つの事例を収集した。以下にその事例を参考掲載する。

#### <掲載事例>

1. 市川市（全施設共通の協定書の雛形）
2. 戸田市（全施設共通の協定書の雛形）
3. 刈谷市（全施設共通の協定書の雛形）
4. 米原市（全施設共通の協定書の雛形）
5. 北九州市（全施設共通の協定書の雛形）

★「協定書に関する主要論点（第2章）」と協定書の雛形例の対応関係

協定書に関する主要論点	市川市	戸田市	刈谷市	米原市	北九州市
①修繕費の分担	—	—	第10条 施設の改修等	第15条 管理物件の改修等	第15条 管理施設の修繕等
②備品の帰属	第15条 財産の管理	第16条 財産の管理	第8条 甲による備品等の貸与 第9条 乙による備品等の購入等	第18条 甲による備品等の貸与 第19条 乙による備品等の購入等	第19条 備品等の管理・使用 第20条 備品等の購入等
③債務負担行為の設定と委託料等	第7条 指定管理料の支払い	第23条 指定管理料の変更	第19条 指定管理料の支払い 第20条 指定管理料の変更	第24条 指定管理料の支払い 第25条 指定管理料の変更	第27条 指定管理料 第28条 指定管理料の変更
④利用料金の取り扱い	第6条 利用料金	第9条 利用料金収入の取扱い 第10条 利用料金の決定	第21条 利用料金収入の取扱い 第22条 利用料金の決定	第26条 利用料金収入の取扱い 第27条 利用料金の決定	第29条 利用料金
⑤印紙税・消費税の扱い	—	—	—	—	—
⑥物価変動の反映	第24条 物価の変動等による事業に係る対価の変更	—	—	—	—
⑦モニタリングの実施	第13条 事業報告書の作成及び提出 第14条 管理業務の実施状況の調査 第28条 利用者ニーズの把握	第12条 事業報告書の作成及び提出 第13条 管理業務等の報告等	第17条 業務報告書 第18条 業務実施状況の調査と改善勧告	第21条 業務報告 第22条 業務実施状況の報告	第22条 業務報告書の提出 第23条 事業報告書の提出 第24条 業務実施状況の確認 第26条 管理運営状況等の評価及び公表
⑧指定管理者の業務不履行と履行保証	第16条 指定管理者の指定の取消し 第18条 協定の解除等に伴う措置 第20条 危険負担	第17条 損害賠償 第18条 危険負担 第25条 指定の取消し	第23条 損害賠償等 第25条 保険	第28条 損害賠償等 第37条 甲による指定の取消し	第31条 損害賠償等 第37条 甲による指定の取消し及び業務の停止
⑨緊急時の対応	—	第15条 緊急時の対応	第26条 不可抗力発生時の対応 第27条 不可抗力によって発生した費用等の負担 第28条 不可抗力による一部の業務実施の免除	第16条 緊急時の対応 第31条 不可抗力発生時の対応 第32条 不可抗力によって発生した費用等の負担 第33条 不可抗力による一部の業務実施の免除	第16条 緊急時の措置及び連絡体制の整備 第34条 不可抗力発生時の対応 第35条 不可抗力によって発生した費用等の負担 第36条 不可抗力による一部の業務実施の免除

## 協定書の雛形例の構成一覧

	市川市	戸田市	刈谷市	米原市	北九州市
第1条	目的	目的	目的	本協定の目的	目的
第2条	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	指定管理者の指定の意義	指定管理者の指定の意義	指定の意義及び公共性の尊重
第3条	管理の基準	信義誠実の原則	公共性の趣旨の尊重	公共性および民間事業の趣旨の尊重	信義誠実の原則
第4条	基本協定以外の規定の適用関係	管理の基準	信義誠実の原則	信義誠実の原則	用語の定義
第5条	協定期間	基本協定以外の規定の適用関係	指定期間	用語の定義	管理物件
第6条	指定管理料	協定期間	管理業務の範囲	管理物件	指定期間及び会計年度
第7条	指定管理料の支払い	基本的な管理業務の範囲	第三者による実施	指定期間	本業務の範囲
第8条	基本的な管理業務の範囲	個人情報の保護等	甲による備品等の貸与	本業務の範囲	甲が行う業務の範囲
第9条	乙ができない業務の範囲	利用料金の収入の取扱い	乙による備品等の購入等	甲が行う業務の範囲	業務実施条件
第10条	個人情報の保護等	利用料金の決定	施設の改修等	業務実施件	業務範囲及び業務実施条件の変更
第11条	情報の公開	会計区分	緊急時の対応	業務範囲および業務実施件の変更	本業務の実施
第12条	会計区分	事業報告書の作成及び提出	情報管理	本業務の実施	従業員の配置
第13条	事業報告書の作成及び提出	管理業務等の報告等	情報公開	開業準備	業務開始の準備
第14条	管理業務の実施状況の調査	事業計画書の作成及び提出	個人情報開示請求	第三者による実施	第三者による実施
第15条	財産の管理	緊急時の対応	協定の効果の特例	管理物件の改修等	管理施設の修繕等
第16条	指定管理者の指定の取消し	財産の管理	業務計画書	緊急時の対応	緊急時の措置及び連絡体制の整備
第17条	協定の解除	損害賠償	業務報告書	情報管理	情報の管理
第18条	協定の解除等に伴う措置	危険負担	業務実施状況の調査と改善勧告	甲による備品等の貸与	個人情報の保護
第19条	指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止における対価の支払	保険	指定管理料の支払い	乙による備品等の購入等	備品等の管理・使用
第20条	危険負担	原状回復業務	指定管理料の変更	業務計画	備品等の購入等
第21条	原状回復義務	一括委任又は一括下請の禁止	利用料金収入の取扱い	業務報告	事業計画書の提出
第22条	一括委任又は一括下請の禁止	権利譲渡禁止	利用料金の決定	業務実施状況の確認	業務報告書の提出
第23条	権利譲渡の禁止	指定管理料の変更	損害賠償等	業務の改善勧告	事業報告書の提出
第24条	物価の変動等による事業に係る対価の変更	指定管理業務の引継ぎ	第三者への賠償	指定管理料の支払い	業務実施状況の確認
第25条	指定管理業務の引継ぎ	指定の取消し	保険	指定管理料の変更	改善指示
第26条	指定管理者が行う不利益処分	疑義等の決定	不可抗力発生時の対応	利用料金収入の取扱い	管理運営状況等の評価及び公表
第27条	協定の変更	当該事業年度における協定	不可抗力によって発生した費用等の負担	利用料金の決定	指定管理料
第28条	利用者ニーズの把握		不可抗力による一部の業務実施の免除	損害賠償等	指定管理料の変更

	市川市	戸田市	刈谷市	米原市	北九州市
第 29 条	申請の内容の変更等		業務の引継ぎ等	第三者への賠償	利用料金
第 30 条	信義則		原状回復義務	保険	本業務の実施に係る指定管理者の口座
第 31 条	疑義等の決定		備品等の扱い	不可抗力発生時の対応	損害賠償等
第 32 条	各事業年度における協定		甲による指定の取り消し	不可抗力によって発生した費用等の負担	第三者への賠償
第 33 条			乙による指定の取り消しの申出	不可抗力による一部の業務実施の免除	保険
第 34 条			不可抗力による指定の取り消し	業務の引継ぎ等	不可抗力発生時の対応
第 35 条			指定の取り消し時の取扱い	原状復帰義務	不可抗力によって発生した費用等の負担
第 36 条			権利・義務の譲渡の禁止	備品等の扱い	不可抗力による一部の業務実施の免除
第 37 条			管理業務の範囲外の業務	甲による指定の取り消し	甲による指定の取り消し及び業務の停止
第 38 条			協定の変更	乙による指定の取り消しの申出	乙による指定の取り消しの申出等
第 39 条			解釈	不可抗力による指定の取り消し	不可抗力による指定の取り消し
第 40 条			委任	指定期間終了時の取扱い	業務の引継ぎ等
第 41 条				権利・義務の譲渡の禁止	原状復帰義務
第 42 条				連絡調整会議等の設置	備品等の扱い
第 43 条				本業務の範囲外の業務	指定期間終了時の取扱い
第 44 条				請求、通知等の様式その他	著作権等の使用
第 45 条				協定の変更	運営協議会の設置
第 46 条				解釈	暴力団等関係者の排除
第 47 条				疑義についての協議	本業務の範囲外の業務
第 48 条				裁判管轄	監査
第 49 条				本業務の実施に係る指定管理者の口座	情報開示等の請求
第 50 条					請求、通知等の様式その他
第 51 条					協定の変更
第 52 条					解釈
第 53 条					疑義についての協議
第 54 条					裁判管轄

## 1. 市川市（全施設共通の協定書の雛形）

### 市川市〇〇〇指定管理者基本協定書（雛形）

#### （新規協定施設の場合）

市川市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、市川市〇〇〇施設の管理及び運営について以下のとおり合意したので、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）第6条に基づき、基本協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、適正かつ円滑に〇〇〇施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）を行うために、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、〇〇〇施設の管理業務が民間事業者によって行われるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、〇〇〇施設の設置目的、業務の範囲及び管理の基準に基づき、〇〇〇施設の管理業務を行うことにより、公共の福祉の増進に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

#### （管理の基準）

第3条 乙は、基本協定、指定期間内の各事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、条例及び関係法令等のほか、市川市〇〇〇指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書並びに市川市〇〇〇指定管理者提案書（以下「提案書」という。）に従い、〇〇〇施設の管理業務を行わなければならない。

#### （1 団体選定の場合）

第3条 乙は、基本協定、指定期間内の各事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、条例及び関係法令等のほか、条例第13条の規定に基づいて取り交わした協議の内容等を記録した文書（以下「協議書」という。）に従い、〇〇〇施設の管理業務を行わなければならない。

#### （基本協定以外の規定の適用関係）

第4条 基本協定、年度協定、募集要項及び提案書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項、提案書の順に、その解釈を優先させるものとする。

2 募集要項又は提案書において、その記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲と乙は協議の上、これを決定するものとする。

3 第1項の規定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(1 団体選定の場合)

第4条 基本協定、年度協定及び協議書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、基本協定、年度協定、協議書の順に、その解釈を優先させるものとする。

2 前項の規定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この基本協定の協定期間は、条例第5条に基づいて指定した 施設の指定期間と同一期間であり、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(指定管理料)

第6条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う協定期間中の指定管理料の上限は 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)とし、各年度の指定管理料は「年度協定」で別に定めるものとする。

(利用料金の場合)

(利用料金)

第6条 施設の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とし、施設の管理業務に要する経費に充てるものとする。

2 乙は、条例第 条に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(指定管理料の支払い)

第7条 前条の指定管理料は、乙からの書面による請求により支払うものとする。この指定管理料の各年度の支払金額及び支払時期は年度協定で別に定めるものとする。

2 甲は、前条の指定管理料を乙の請求により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第162条第6号の規定による概算払又は第163条第2号の規定による前金払をすることができる。ただし、概算払にあつては、市川市財務規則(昭和60年規則第4号)第69条第1項第4号の場合に限り行うことができる。

(基本的な管理業務の範囲)

第8条 設置管理条例(以下「設管条例」という。)第 条に規定する乙が行う施設の管理業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 設置管理条例の規定

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める管理業務

2 前各号に掲げる管理業務の細目は、仕様書及び に定めるとおりとする。

( 乙ができない業務の範囲 )

第 9 条 次の各号に掲げる業務については、乙の管理業務の範囲に含めないものとする。ただし、使用料の徴収又は収納を乙に委託する場合にあっては、施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づく委託契約を別途結ぶことにより、行うことができるものとする。

( 1 ) 使用料の減免の決定

( 2 ) 不払い使用料の強制徴収

( 3 ) 不服申し立てに対する決定

( 4 ) 行政財産の目的外使用許可

( 5 ) その他法令により甲が行うべきものとされている業務

( 個人情報保護等 )

第 1 0 条 乙は、管理運営業務を実施するための個人情報の取扱いについては、条例第 1 2 条及び関係法令のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、協定終了後も遵守するものとする。

( 情報の公開 )

第 1 1 条 乙は、市川市公文書公開条例(平成 9 年条例第 2 号)の趣旨を踏まえ、乙自身の情報公開制度を設け、基本方針や財務状況等について、個人情報を保護した上で、積極的に 施設の管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

( 会計区分 )

第 1 2 条 施設の管理業務に係る会計区分は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

( 事業報告書の作成及び提出 )

第 1 3 条 乙は、条例第 7 条の規定に基づき、毎年度終了後 6 0 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

( 1 ) 管理業務の実施状況

( 2 ) 利用者の利用状況

( 3 ) 利用料金の収入の実績

( 4 ) 管理業務に要した経費の収支の状況

( 5 ) 前号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、業務の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき理由によると否

とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(管理業務の実施状況の調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙による管理業務の実施状況を確認することを目的として、乙の管理する施設の事務所等に、随時に立ち入り、実施状況の調査を行い、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の管理業務の実施状況の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による管理業務の実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1 団体選定の場合)

(管理業務の実施状況の調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙による管理業務の実施状況を確認することを目的として、乙の管理する施設の事務所等に、随時に立ち入り、実施状況の調査を行い、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の管理業務の実施状況の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による管理業務の実施が協議書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(財産の管理)

第15条 乙は、施設に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、管理業務の運営に使用するものとする。

2 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品については速やかに備品台帳に登載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

3 乙は、施設に係る財産を業務運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、施設に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

5 乙は、天災地変その他の事故により施設に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し)

第16条 甲は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(1) 法第244条の2第10項の指示に従わないとき。

(2) 管理業務を行う 施設の設置目的に反した管理を行っているときと認められるとき。

(3) この基本協定及び別に定める年度協定の規定に違反したとき。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなると認められるとき。

(5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者の信用が失墜したと認められるとき。

(6) その他乙が 施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないときと認めるとき。

#### (協定の解除)

第17条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

#### (協定の解除等に伴う措置)

第18条 乙は、前条の規定により協定が解除されたときは、違約金として当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する管理業務に係る対価(指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定期間の初年度における管理業務に係る対価)の10分の1を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第16条の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第1項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

#### (利用料金の場合)

#### (協定の解除等に伴う措置)

第18条 乙は、前条の規定により指定が取り消され協定が解除されたときは、違約金として 円を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第16条の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第1項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止における対価の支払)

第19条 乙は、第16条の規定により指定が取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止がされたときは、管理の業務を履行しない期間について、対価の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、対価が前金払若しくは概算払により既に乙に支払われている場合は、乙は、管理の業務を履行しない期間に相当する対価の額を速やかに甲に返金するものとする。返金の額は、甲が定めて乙に通知するものとする。

(危険負担)

第20条 この協定履行の際、甲の責に帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲、乙協議の上決定する。

2 この協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 乙は、損害に係る負担に備えるために協定履行中は仕様書に定める施設(管理者)賠償責任保険に加入していなければならない。

(原状回復義務)

第21条 乙は、第5条に定める協定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第22条 乙は、この基本協定に定める管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第23条 乙は、この基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(物価の変動等による事業に係る対価の変更)

第24条 協定期間内に租税、物価、賃金等の変更により、この基本協定第6条及び年度協定に定める管理業務に係る対価の変更が必要となったと認められるとき、甲又は乙は対価の変更を求めることができる。

(指定管理業務の引継ぎ)

第25条 乙は、第5条に定める協定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項

の規定により指定を取り消されたときは、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議するものとする。

(指定管理者が行う不利益処分)

第26条 乙は、管理業務を行う施設の使用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該使用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく教示をしなければならない。

この教示の文例は、次のとおりとする。

「この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として(市川市を代表する者は(市川市長・市川市教育委員会)となります。)提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります」

(協定の変更)

第27条 施設の管理業務の前提条件若しくは内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この基本協定を変更することができる。

(利用者ニーズの把握)

第28条 甲は、施設の設置者としての責任を果たす立場から、乙と協議の上、利用者へのアンケートの実施等により施設の管理業務に係る利用者ニーズの把握を行うこととし、甲又は乙は、その結果を受けて甲、乙協議の上で改善に努めるものとする。

(申請の内容の変更等)

第29条 乙は、条例第3条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき又は指定を辞退しようとするときは、速やかに市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成16年規則第9号。以下「規則」という。)第4条第1項に規定する申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、規則第4条第3項各号で定める軽微な変更が生じたときは、速やかに同条第4項に規定する変更届を甲に提出しなければならない。

(1 団体選定の場合)

(協議内容の変更等)

第 29 条 乙は、規則第 5 条に定める文書の内容を変更するときは、速やかに規則第 6 条第 1 項に規定する協議内容変更協議申出書により甲に対し協議を申し出るものとする。ただし、同項ただし書きに該当する場合は、同条第 2 項に規定する協議内容変更届により甲に届け出るものとする。

(信義則)

第 30 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 31 条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(各事業年度における協定)

第 32 条 この基本協定の発効により、別に年度協定書を締結する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### ( 基本的事項 )

第 1 条 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例( 昭和 6 1 年条例第 3 0 号 ) を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### ( 個人情報の機密保持義務 )

第 2 条 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定終了後も、同様とする。

#### ( 管理目的以外の個人情報の利用の禁止 )

第 3 条 乙は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

#### ( 第三者への個人情報の提供の禁止 )

第 4 条 乙は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### ( 第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限 )

第 5 条 乙は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。

#### ( 事故発生時の報告義務 )

第 7 条 乙は、この協定の事務を処理するにあたり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### ( 個人情報の返還又は抹消義務 )

第 8 条 乙がこの協定の事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間の満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### ( 損害賠償義務 )

第 9 条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害

を賠償しなければならない。

( 適正管理 )

第 10 条 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

## 市川市〇〇〇指定管理者年度協定書（雛形）

平成18年3月8日

市川市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、市川市〇〇〇〇〇施設の管理及び運営について締結した市川市〇〇〇〇指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成〇〇年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 年度協定は、〇〇〇施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の各年度の内容及び管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

### （年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

### （業務の内容）

第3条 甲及び乙は、前条の年度協定の期間中の管理業務の内容は、別紙〇〇〇に定めるとおりであることを確認する。

### （対価の支払）

第4条 甲は、乙に管理業務実施に係る対価として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより所定の手続に従って30日以内に対価を支払うものとする。

3 基本協定第13条第1項による収支決算の結果、その要した費用の額が対価の額に満たないときは、乙はその差額を甲に返納するものとし、その費用の額が対価の額を超えるときは、甲又は乙は、求めに応じ、協議することができる。

### （施設の維持修繕等）

第5条 管理業務に係る〇〇〇施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、市川市の財産に限り原則として市川市が負担するものとする。ただし、1件当たりの金額が 万円未満の修繕については、甲の承認を受けて、指定管理者が指定管理料の範囲内で行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

(協定の変更)

第6条 ○○○施設の管理業務の前提条件若しくは内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この年度協定を変更することができる。

(疑義等の決定)

第7条 この年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

## 2. 戸田市（全施設共通の協定書の雛形）

### 戸田市〇〇〇指定管理者基本協定書（雛型）

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、戸田市〇〇〇管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について指定期間を通じての基本的合意事項に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、業務を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、業務が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、〇〇〇〇の設置理念に基づき、施設の管理運営を行うことにより、〇〇〇の増進に資することを目的とするものであることを十分理解し、業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

（管理の基準）

第4条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、戸田市〇〇〇条例（平成〇〇年条例第〇〇号。以下「条例」という。）、関係法令等のほか、戸田市〇〇〇指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び戸田市〇〇〇指定管理者提案書（以下「提案書」という。）に従い、業務を実施しなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第5条 基本協定、年度協定、募集要項及び提案書の規定の間に矛盾がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

（指定期間）

第6条 指定期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第7条 乙が行う〇〇〇〇の業務は、次のとおりとする。

（1）（条例の規定）

（2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（個人情報の保護等）

第8条 乙は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、戸田市個人情報保護条例（平成11年条例第3号）及び関係法令のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守

しなければならない。

(利用料金の収入の取扱い)

第9条 乙は、条例 条の規定に基づき、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、収受するものとする。

(利用料金の決定)

第10条 利用料金は、乙が、条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとする。

(会計区分)

第11条 当該管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、団体の会計とは別に独立した区分経理を行わなければならない。また、他の公の施設の指定を受けた場合についても、別に区分した口座で管理しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 乙は、条例第 条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 施設の管理業務の実施状況

(2) 使用料及び利用料金の収入の実績

(3) 施設の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、業務の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責めに帰すべき事由によるか否かを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(管理業務等の報告等)

第13条 乙は、条例第 条の規定に基づき、毎月(四半期)ごとに次に掲げる報告書を作成し、翌月の末日までに甲に提出しなければならない。

(1) 施設管理に係る作業実施報告書

(2) 運営業務の実施状況報告書

(3) 施設の利用状況

(4) 経費の収支状況

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、乙の管理する施設の事務所等に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して業務の実施状況や経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 甲は、確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して指導することができるものとする。

(事業計画書の作成及び提出)

第14条 乙は、次年度の事業計画及び収支予算に関する事項を記載した事業計画書を作成し、毎年9月末日までに甲に提出しなければならない

(緊急時の対応)

第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(財産の管理)

第16条 乙は、業務に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理し、業務の運営に使用するものとする。

2 乙は、業務に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、業務に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、天災地変その他事故により に係る財産を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、条例第 条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止をした場合に生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わない。

(危険負担)

第18条 この基本協定履行の際、甲の責めに帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議の上決定する。

2 この基本協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第19条 乙は、損害に係る負担に備えるため、指定期間中は施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(原状回復業務)

第20条 乙は、第6条に定める指定期間が満了したとき、又は条例第 条の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第21条 乙は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第22条 乙は、基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理料の変更)

第23条 協定期間内に租税、物価水準、賃金等の変動により、年度協定第2条に定める事業に係る対価の変更が必要となったと認められるとき、甲又は乙は対価の変更を求めることができる。

(指定管理業務の引継ぎ)

第24条 乙は、第6条に定める指定期間が満了したとき、又は条例第 条の規定により指定を取り消されたときは、 の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。引継ぎ方法・日時等については、別途協議するものとする。

(指定の取消し)

第25条 甲は、条例第 条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から基本協定締結の解除の申出があったとき。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる団体又は当該団体と関係があると認めるときは、指定を取り消すものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体
- (3) その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人その他の団体

(疑義等の決定)

第26条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第27条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

甲と乙は、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 名称 埼玉県戸田市  
代表者

所在地  
乙 名称  
代表者

別記（第8条関係）

### 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この基本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この基本協定による業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定の期間が満了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この基本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正な管理）

第4 乙は、この基本協定による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知）

第5 乙は、この基本協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの基本協定による業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（使用等の禁止）

第6 乙は、この基本協定による業務上知り得た個人情報を目的以外に使用し、又は外部に提供してはならない。

（処理委託の禁止）

第7 乙は、この基本協定による業務を処理するに当たっての個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この基本協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この基本協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第9 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は違反を疑うに足る事態があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この基本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

戸田市 指定管理者平成 年度協定書（雛型）

戸田市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、戸田市 管理運営業務の実施について締結した基本協定に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（指定管理料の支払）

第2条 甲は、乙に業務実施に係る対価として、金 円を支払うものとする。

（上記金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。）

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、「指定管理料支払内訳書」（別紙1）の定めるところにより、所定の手続に従って30日以内に対価を支払うものとする。

3 基本協定第12条第1項による収支決算の結果、その要した費用の額が対価の額に満たないとき、又はその費用の額が対価の額を超えたときについても精算をしないものとする。

4 基本協定第25条の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、指定管理料の精算をするものとする。

（管理施設の改修等）

第3条 業務に係る管理施設の改築及び修繕については、「施設の改築及び修繕の実施区分」（別紙2）に定めるとおりとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

（備品の取扱い）

第4条 乙が使用する甲所有の備品の取扱いについては、「備品取扱仕様書」（別紙3）に定めるとおりとする。

2 甲は、別紙3に定める備品を無償で乙に貸与する。

3 備品が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなり買い替える場合、又は新たに必要となった備品は、甲と乙との協議により、必要に応じて甲の費用で購入するものとする。

4 備品の修繕は、効用持続年数を維持するための費用であるため、見積額 万円未満の修繕は乙が負担するものとする。

5 乙は、過失により備品をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて同等の機能及び価値を有するものを購入しなければならない。

6 乙は、貸与されている備品が業務実施の用に供することができなくなった場合、速やかに甲に報告しなければならない。

7 乙は、乙の任意により備品を購入し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、当該備品は、原則として乙が責任をもって撤収するものとする。

(疑義等の決定)

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 名称 埼玉県戸田市  
代表者

所在地  
乙 名称  
代表者

## 別紙 1 ( 第 2 条関係 )

## 指定管理料支払内訳書

支払予定月	指定管理料	当該月	備 考
平成 1 8 年 4 月	円	4 月・5 月・6 月分	
平成 1 8 年 7 月	円	7 月・8 月・9 月分	
平成 1 8 年 10 月	円	10 月・11 月・12 月分	
平成 1 9 年 1 月	円	1 月・2 月・3 月分	

別紙 2 ( 第 3 条関係 )

施設の改築及び修繕の実施区分

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			市	指	
建 物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取り替え			建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	上記以外の改築、改装	いわゆる「模様替え」			乙は、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
	見積額 万円未満の修繕				本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び見積額 万円以上の修繕				
	見積額 万円未満の修繕				本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械装置	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び見積額 万円以上の修繕				
	見積額 万円未満の修繕				本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
<p>基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小修繕：見積額 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は、甲が実施する。</li> <li>2 乙は、建築物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕にあたっては、原則としてあらかじめ甲の承認を受けなければならない。</li> </ol>					

### 3. 刈谷市（全施設共通の協定書の雛形）

#### 〇〇施設の管理に関する基本協定書

刈谷市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、〇〇施設の管理に係る基本協定を締結する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、〇〇条例（平成〇〇年条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の規定に基づき、乙が行う管理業務に関し、甲と乙が相互に協力し、〇〇施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、〇〇施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する〇〇サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、〇〇施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。（指定期間）

第5条 指定期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

（管理業務の範囲）

第6条 管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）〇〇施設の使用許可に関する業務
  - （2）〇〇施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
  - （3）〇〇施設等の維持管理に関する業務
  - （4）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（第三者による実施）

第7条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、事前に甲の承認を受け、管理業務の一部を第三者に委託することができる。

3 乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（甲による備品等の貸与）

第8条 甲は、別紙〇に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場

合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

- 4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（乙による備品等の購入等）

第9条 乙は、別紙○に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、自己の費用により購入又は調達し、管理業務実施のために供するものとする。

- 2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、管理業務実施のために供することができるものとする。

（施設の改修等）

第10条 施設の増改築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 施設の改修、修繕については、1件につき○万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき○万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

（緊急時の対応）

第11条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や火災等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（情報管理）

第12条 乙又は管理業務の全部または一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び刈谷市個人情報保護条例（平成14年条例第34号）の規定に準拠し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前各項の規定は、指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

（情報公開）

第13条 乙は、指定管理者として自らが行う業務に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

- 2 乙は、指定管理者の業務に関する情報の公開の申し出があったときは、刈谷市情報公開請求書に記入させ、その請求書を甲に送致するものとする。ただし、当該文書に個人を特定できる箇所がない場合で軽微なものについては、その場で公開するものとする。

- 3 前項の場合において、乙は当該請求にかかる文書を甲に提出していなかったときは、当

該文書も請求書と併せて送致するものとする。ただし、当該請求に係る文書を保有していないときは、この限りでない。

- 4 甲に指定管理者の業務に関する情報の公開の請求があった場合で、甲が当該請求にかかる文書を保有していないときは、甲は乙に対し当該文書の提出を求めることができる。この場合において、乙は、当該文書を保有していないときを除きこれに従うものとする。
- 5 甲は、刈谷市情報公開条例の規定に基づき、当該文書の公開・非公開を決定しなければならない。

(個人情報開示請求)

第14条 前条の規定は、個人情報の開示請求について準用する。

(協定の効果の特例)

第15条 第17条第4項の規定により文書を保存している間は、指定期間の終了後も前2条の規定を適用する。

(業務計画書)

第16条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出しなければならない。

甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第17条 乙は、毎年度終了後、管理業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、甲が第31条から第33条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から〇〇日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

4 乙は、第1項の業務報告書及び収支決算書並びに関係帳簿等を常に整備し、これらを当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(業務実施状況の調査と改善勧告)

第18条 甲は、乙による業務実施状況を調査することを目的として、随時、施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明及び経理書類の提出を求めることができる。

2 前条及び本条第1項の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

3 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(指定管理料の支払い)

第19条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものと

する。

(指定管理料の変更)

第20条 甲又は乙は、指定期間中に特別の理由により当初合意された指定管理料に変更の必要が生じたときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第21条 乙は、施設に係る利用料金を乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第22条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。

ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(損害賠償等)

第23条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第24条 甲及び乙は、管理業務の実施において、それぞれの責め帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第25条 甲は、火災保険及び施設賠償責任保険に加入する。

2 乙は、管理業務の実施にあたり自己の判断により必要な保険に加入できるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第26条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第27条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができる

できるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第29条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

(原状回復義務)

第30条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として施設を原状に回復し、甲に対して施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して施設を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第31条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等 (I種) 及び備品等 (II種) については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙が任意により購入等した備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(甲による指定の取り消し)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し法令違反その他不正行為があったとき

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から協定締結の解除の申出があったとき

(5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前に次の各号に定める事項を乙に通知するとともに、期日を定めて弁明の機会を付与しなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの時期

(3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第33条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき

(3) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議により決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第34条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、

相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。  
(指定の取り消し時の取扱い)

第35条 第29条から第31条までの規定は、第32条から第34条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(管理業務の範囲外の業務)

第37条 乙は、〇〇施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(協定の変更)

第38条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第39条 甲が本協定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(委任)

第40条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲（地方公共団体）

所在地 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

名 称 愛知県刈谷市

代表者 刈谷市長 榎 並 邦 夫 印

乙（指定管理者）

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇 印

## 〇〇施設の管理に関する年度協定書

刈谷市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「〇〇施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）」に基づき、〇〇施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、〇〇施設の管理業務（以下「管理業務」という。）の各年度の業務内容及び管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（平成〇〇年度の業務内容）

第2条 平成〇〇年度の業務内容は、基本協定第〇条及び仕様書に定めるとおりである。

（平成〇〇年度の指定管理料）

第3条 甲は、管理業務の実施の対価として、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 指定管理料の支払いは、〇〇〇とする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲（地方公共団体）

所在地 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

名 称 愛知県刈谷市

代表者 刈谷市長 榎 並 邦 夫

印

乙（指定管理者）

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇

印

#### 4. 米原市（全施設共通の協定書の雛形）

米原市○○○○○○○○○○○○○○○○  
の管理に関する基本協定書

## 目 次

### 第1章 総則

- 第1条 本協定の目的
- 第2条 指定管理者の指定の意義
- 第3条 公共性および民間事業の趣旨の尊重
- 第4条 信義誠実の原則
- 第5条 用語の定義
- 第6条 管理物件
- 第7条 指定期間

### 第2章 本業務の範囲と実施条件

- 第8条 本業務の範囲
- 第9条 甲が行う業務の範囲
- 第10条 業務実施条件
- 第11条 業務範囲および業務実施条件の変更

### 第3章 本業務の実施

- 第12条 本業務の実施
- 第13条 開業準備
- 第14条 第三者による実施
- 第15条 管理物件の改修等
- 第16条 緊急時の対応
- 第17条 情報管理

### 第4章 備品等の扱い

- 第18条 甲による備品等の貸与
- 第19条 乙による備品等の購入等

### 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

- 第20条 業務計画
- 第21条 業務報告
- 第22条 業務実施状況の確認
- 第23条 業務の改善勧告

### 第6章 指定管理料および利用料金

- 第24条 指定管理料の支払い
- 第25条 指定管理料の変更
- 第26条 利用料金収入の取扱い
- 第27条 利用料金の決定

#### 第7章 損害賠償および不可抗力

- 第28条 損害賠償等
- 第29条 第三者への賠償
- 第30条 保険
- 第31条 不可抗力発生時の対応
- 第32条 不可抗力によって発生した費用等の負担
- 第33条 不可抗力による一部の業務実施の免除

#### 第8章 指定期間の満了

- 第34条 業務の引継ぎ等
- 第35条 原状復帰義務
- 第36条 備品等の扱い

#### 第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

- 第37条 甲による指定の取り消し
- 第38条 乙による指定の取り消しの申出
- 第39条 不可抗力による指定の取り消し
- 第40条 指定期間終了時の取扱い

#### 第10章 その他

- 第41条 権利・義務の譲渡の禁止
- 第42条 連絡調整会議等の設置
- 第43条 本業務の範囲外の業務
- 第44条 本業務の実施に係る指定管理者の口座
- 第45条 請求、通知等の様式その他
- 第46条 協定の変更
- 第47条 解釈
- 第48条 疑義についての協議
- 第49条 裁判管轄

別紙1 用語の定義

別紙2 管理物件

## 米原市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の管理に関する基本協定書

米原市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年米原市条例第56号。以下「指定手続等条例」という。）第5条の規定に基づき、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲および乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、市民の健康の増進と福祉意識の高揚および各種福祉サービスの効果および効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性および民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、および施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲および乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設と管理物品から

なる。本施設および管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 乙が管理する指定期間は、平成18年1月1日から平成23年3月31日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 米原市北部〇〇〇〇〇〇〇〇〇条例（平成17年米原市条例第317号。以下「条例」という。）第9条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条に掲げる業務
- (2) 本施設等の維持管理に関する業務
- (3) 本施設等の使用許可に関する業務
- (4) 本施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可
- (2) 第15条に規定する管理物件の修繕業務
- (3) 不払い利用料の徴収業務

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲および業務実施条件の変更)

第11条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲および第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲または業務実施条件の変更およびそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

#### (本業務の実施)

- 第12条 乙は、当該施設に係る関係法令、指定手続等条例、条例、本協定および年度協定のほか、〇〇〇〇〇〇〇〇〇指定管理者公募要項（平成17年米原市告示第000号）（以下「公募要項」という。）および指定申請書に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本協定、公募要項および提案書の中に矛盾がある場合は、関係法令、指定手続等条例、条例、本協定、年度協定、公募要項、指定申請書の順にその解釈が優先されるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、指定申請書で仕様書を上回る水準が提案されている場合は、指定申請書に示された水準によるものとする。

#### (開業準備)

- 第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。
  - 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

#### (第三者による実施)

- 第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任および費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

#### (管理物件の修繕等)

- 第15条 乙は、管理物件の修繕等を行う必要が生じた場合は、事前に甲に申し出るものとする。
- 2 乙は、管理物件の改造、増築、移設、意匠の変更等を行なう場合には、甲に協議し承認を得るものとする。
  - 3 管理物件の修繕は、仕様書9「施設に関すること」によるものとし、乙の責任において実施するものとする。
  - 4 管理物件の修繕は、1件につき30万円（消費税および地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円（消

費税および地方消費税を含む。) 未満のものについては乙の責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第 16 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(情報管理)

第 17 条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密および甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）および米原市個人情報保護条例（平成 18 年米原市条例第 5 号）及び米原市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年米原市規則第 11 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失およびき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第 4 章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第 18 条 甲は、別紙 2 に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該備品と同等の機能および価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第 19 条 乙は、別紙 2 に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、自己の費用により購入または調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場

合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(Ⅲ種)」という。)

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

### (業務計画)

第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲および乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

### (業務報告)

第21条 乙は、毎事業年度終了後、本業務に関し、毎会計年度終了後30日以内までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績および管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

- 2 乙は、甲が第37条、第38条および第39条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 前3項にかかる書類等の保管期間は5年とする。

### (甲による業務実施状況の確認)

第22条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況および施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第 23 条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

## 第 6 章 指定管理料および利用料金

(指定管理料の支払い)

第 24 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 乙は、年度協定に基づき、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 40 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第 25 条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第 26 条 乙は、施設に係る利用料金を自己の収入として、收受するものとする。ただし、当該事業年度終了までは、甲の了解なくしては当該年度の収支計画以外の用途に充てることはできない。

(利用料金の決定)

第 27 条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定および改定については事前に甲の承諾を受けるとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

## 第 7 章 損害賠償および不可抗力

(損害賠償等)

第 28 条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲

は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 29 条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額およびその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 30 条 本業務の実施にあたり、甲が加入する保険は、次のとおりである。

(1) 総合賠償補償保険

(2) 市有建物災害共済保険

2 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は、乙が行う自主事業を含む事業実施

に係る賠償責任保険とする。

(不可抗力発生時の対応)

第 31 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損出および増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 32 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失および増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況等の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失および増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失および増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 33 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定

に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第34条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
  - 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

- 第35条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

- 第36条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 備品(Ⅰ種)については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
  - (2) 備品(Ⅱ種)および備品(Ⅲ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

- 第37条 甲は、指定手続等条例第8条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- (1) 業務に際し不正行為があったとき
  - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき

- (3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
  - (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
  - (5) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取り消しの理由
  - (2) 指定取り消しの要否
  - (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失および増加費用が生じた場合、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

- 第38条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
  - (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
  - (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
  - (4) その他、乙が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

- 第39条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失および増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

- 第40条 第34条、第35条および第36条の規定は、第37条、第38条および第39条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

## 第10章 その他

### (権利・義務の譲渡の禁止)

第41条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

### (連絡調整会議等の設置)

第42条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

### (本業務の範囲外の業務)

- 第43条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
  - 3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

### (本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第44条 乙は、本業務の実施に係る支出および収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

### (請求、通知等の様式その他)

第45条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾および解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

### (協定の変更)

第46条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

### (解釈)

第47条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

### (疑義についての協議)

第48条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定め

ない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 49 条 本協定に関する紛争は、大津地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 18 年 1 月 1 日

甲

所在地 米原市下多良三丁目 3 番地

名 称 米原市

代表者 米原市長 平 尾 道 雄 印

乙

所在地

名 称

代表者 印

## 米原市〇〇の管理に関する年度協定書

米原市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人●●●●（以下「乙」という。）とは、平成18年3月1日に締結した米原市〇〇の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、米原市〇〇の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、米原市〇〇公民館の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容および本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（業務内容）

第2条 業務内容は、乙が平成18年度の業務として作成し、甲および乙が確認した業務計画書に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第3条 米原市〇〇の管理業務に係る指定管理料は、円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

（指定管理料の支払い）

第4条 甲は、乙が作成し甲および乙が確認した資金計画書に基づき、四半期の開始月に指定管理料を支払うものとする。ただし、指定管理料のうち修繕料（400,000円）については、年度事業報告書により精算するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲（地方公共団体）

所在地 滋賀県米原市下多良三丁目3番地

代表者 米原市長 平尾道雄 印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印

## 5. 北九州市（全施設共通の協定書の雛形）

### 〇〇〇の管理運営に関する基本協定書

北九州市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である「〇〇〇〇」（以下「乙」という。）とは、〇〇〇（以下「本施設」という。）の管理運営に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

##### （指定の意義及び公共性の尊重）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、〇〇〇〇たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する〇〇サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを理解し、尊重するものとする。

2 乙は、本施設の設置目的及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

##### （信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、本協定を、互いに協力し信義に従い誠実に履行しなければならない。

##### （用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

##### （管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

##### （指定期間及び会計年度）

第6条 甲が定める指定期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 甲及び乙の業務の範囲及び実施条件

### (本業務の範囲)

第7条 ○○○の設置及び管理に関する条例(平成○年北九州市条例第○号)(以下「条例」という。)第○条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

### (甲が行う業務の範囲)

第8条 甲が自らの責任と費用において実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可に関する業務
- (2) 本施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務
- (3) 管理施設の修繕に関する業務(詳細については第15条第2項を参照のこと)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定した乙による業務の範囲外の業務

### (業務実施条件)

第9条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

### (業務範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第7条で定めた本業務の範囲及び第9条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### (本業務の実施)

第11条 乙は、本協定、年度協定、条例、規則及び関係法令のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 乙は、第1項に基づく方法以外の方法で業務を処理する必要があるとき、又は本業

務に付随して実施する必要がある業務が生じたときは、甲に直ちにその旨を報告し、甲と乙の協議の上、これを処理するものとする。

#### (従業員の配置)

第12条 乙は、本業務の実施にあたり、必要な従業員を配置するとともに、その中から本施設を代表し管理監督を担う責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、事前に甲に報告しなければならない。

2 乙は、管理責任者の交代を行う場合、事前に甲に通知し、その承諾を受けなければならない。

3 乙は、従業員に関する労務管理及び労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

4 甲は、乙の従業員について服務上著しく不相当と認めるときは、その理由を示して乙にその交代を指示するものとする。

#### (業務開始の準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 前項に係る費用は、乙が負担するものとする。

3 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

#### (第三者による実施)

第14条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、第三者に本業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲の承諾を受けるものとする。

3 乙が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

#### (管理施設の修繕等)

第15条 管理施設の根幹に係る増改築、移設及び設備の更新等については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の改修及び修繕については、甲の見積りにより、1件につき〇万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施する

ものとし、1件につき〇万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、自己の責めにきすべき事由により生じた改修及び修繕に係る費用を負担するものとする。

#### （緊急時の措置及び連絡体制の整備）

第16条 甲及び乙は、緊急時連絡体制を整備するものとする。

- 2 甲及び乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を通報しなければならない。
- 3 甲は、本施設としての役割及び機能を果たすことのできないおそれがあるとき、又は利用者に重大な支障を生じるおそれがあるときは、乙に緊急措置として必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

#### （情報の管理）

第17条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

#### （個人情報の保護）

第18条 乙は、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、本業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例の規定に準拠し、本業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。
- 4 乙は、本業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 5 乙は、本業務を実施するにあたって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報保護状況について検査を実施することができるものとする。

- 7 乙は、本業務の実施上得た個人情報記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、指定期間終了後直ちに甲に返却するか又は甲の立会いのもとに廃棄しなければならない。
- 8 乙は、本業務の従事者に対し、個人情報保護条例第 67 条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- 9 乙は、個人情報に関し事故が発生したとき、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 10 乙は、個人情報を本施設外に持ち出し、又は電子メールで送信してはならない。ただし、甲が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 11 前項のただし書きにより、乙が、個人情報を記録媒体に保存し搬送するとき、又は電子メールで送信するときは、個人情報を暗号化し、滅失、漏えい、き損等の防止に必要な措置をとらなければならない。

### 第 3 章 備品等の扱い

#### (備品等の管理・使用)

- 第 19 条 乙は、指定期間中、別紙 2 に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を常に良好な状態に保つものとする。
- 2 甲は、備品等（Ⅰ種）が甲の責めに帰すべき事由又は経年劣化等により本業務実施のために供することができなくなったときは、必要に応じて甲の費用で購入又は調達するものとする。ただし、乙との協議の上、乙の費用で購入する場合はこの限りではない。
  - 3 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

#### (備品等の購入等)

- 第 20 条 乙は、別紙 2 に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、〇〇の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。
- 2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、〇〇の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
  - 3 乙は、第 1 項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

## 第4章 業務実施に係る確認事項

(事業計画書の提出)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次年度の事業計画書を甲に提出して、その承諾を受けなければならない。

2 事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

(業務報告書の提出)

第22条 乙は、毎月終了後、本業務に関し、次の各項に示す事項を記載した業務報告書(月報)を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(1) 本業務の実施状況

事業実施状況、施設維持管理実施状況

(2) 管理施設の利用状況

入館者数、施設利用率、企画展観覧者数

(3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況

(4) 利用者からの苦情とその対応状況

(5) 自主事業の実施状況

(6) その他甲が指示する事項

(事業報告書の提出)

第23条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、次の各項に示す事項を記載した事業報告書を作成し、翌年度4月末日までに甲に提出しなければならない。

(1) 本業務の実施実績

事業実施実績、施設維持管理実績

(2) 管理施設の利用状況

入館者数、施設利用率、企画展観覧者数、利用者満足度

(3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況(収支決算書)

(4) 課題分析と自己評価

(5) 自主事業の実施実績

(6) その他甲が指示する事項

2 甲が第37条乃至第39条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日(以下「取消日」という。)から30日以内に当該年度の取消日までの事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第 24 条 甲は、乙の本業務及び経理の状況等に関し、第 22 条に規定する業務報告書及び前条に規定する事業報告書に基づく確認のほか、別紙 3「モニタリング実施要領」に基づき、書類による確認を行い、又は実地に調査することができるものとする。

2 乙は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 乙は、本施設を適正に管理運営するため、別紙 4「モニタリング実施要領」に基づき、本業務遂行状況を記録し、アンケートを実施し、及び自己評価を実施するものとする。

(改善指示)

第 25 条 前条による確認の結果、乙による本業務の実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による是正又は改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(管理運営状況等の評価及び公表)

第 26 条 甲は、毎年度終了後、乙による本施設の管理運営状況及び実績を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

## 第 5 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第 27 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額及び支払い方法については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第 28 条 甲又は乙は、指定期間中に法令変更、本業務内容の変更により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。ただし、乙が、本業務を実施する中で、利用料金収入の減少及び乙の事情により管理運営経費の不足が生じた場合は、この限りではない。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

第 29 条 甲は、本施設利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収

受させるものとする。

- 2 利用料金は、乙が、条例及び規則に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第 30 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

## 第 6 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 31 条 乙は、故意若しくは過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第 32 条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 第三者の損害を未然に防止するため、乙は管理物件の瑕疵を発見した場合、当該瑕疵が乙が補修すべきものである場合においては直ちに補修し、当該瑕疵が甲が補修すべきものである場合又は甲乙いずれが補修すべきか判明でない場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙が前項の瑕疵の発見義務又は甲への報告義務を怠ったことに起因して第三者に損害が発生したときは、当該損害の原因となった管理物件の瑕疵が甲が補修すべきものであった場合においても乙が当該第三者への賠償責任を負う。
- 4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保 険)

第 33 条 甲は、本施設について、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険を付保するものとする。

- 2 乙は、本業務の実施にあたり、指定管理者賠償責任保険（甲と指定管理者を被保険者とするもの）を付保するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第34条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第35条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第36条 甲は、前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙に対して不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免除することができるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第7章 指定の取り消し

(甲による指定の取り消し及び業務の停止)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 本業務の実施に際し不正の行為があったとき

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が本協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したとき

(4) 暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、乙による管理運営を継続することが適当でない認められるとき

(5) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から指定の取り消しの申出があったとき

(6) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通

知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により、指定を取り消した場合において、甲に生じた損害は、乙が賠償の責めを負うものとする。

5 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、乙は、年度協定第3条に規定する額の10分の3に相当する違約金を甲に支払わなければならない。

6 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(乙による指定の取り消しの申出等)

第38条 乙は甲が本協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したときは、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

2 乙は、管理業務を継続することができない事情が生じたときは、すみやかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前2項の申し出又は報告を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

## 第8章 指定期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 41 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第 42 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品 (I 種) 及び備品 (II 種) については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品 (III 種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 43 条 第 40 条乃至第 42 条の規定は、第 37 条乃至第 39 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

## 第 9 章 その他

(著作権等の使用)

第 44 条 乙は、本業務の実施にあたり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用の関する一切の責任を負うものとする。

2 乙又は乙の受託業者及び請負業者は、指定期間を通じて、本業務の実施にあたり作成した図面、写真、映像等の著作物を、本業務の遂行目的以外に使用してはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(運営協議会の設置)

第 45 条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置する。詳細については、別途作成する協議会運営要領にて定める。なお、協議会運営要領の内容については甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は協議の上、前項の運営協議会に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(暴力団等関係者の排除)

第 46 条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 暴力団等による不当介入に応じない体制を確立すること。
- (2) 暴力団等の関係業者と警備等の委託又は物品等の購入契約など、いかなる取引も行わないこと
- (3) 暴力団等からの迷惑料、用心棒料、賛助金等の不当な要求には絶対に応じないこと

(本業務の範囲外の業務)

第 47 条 乙は、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙は、本施設の設置目的に合致しない目的で管理物件を利用するときは、甲から目的外使用許可を得なければならない。
- 4 乙は、前項に規定により管理物件を利用し、模様替え等を行う場合、事前に甲の承諾を得るものとする。その模様替え等及び自主事業実施前の機能又は状態の回復に要する費用については、乙の自己の費用で負担するものとする。

(監 査)

第 48 条 北九州市監査委員による甲の事務の監査に際し、甲は、必要に応じ乙に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求めることができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項に規定する申し出を受けた場合、誠実に対応しなければならない。

(情報の開示等の請求)

第 49 条 北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）第 5 条に基づく本施設の管理に係る情報の開示の請求がなされた場合、甲が開示の可否を決定することとし、甲からの対象文書の請求に対し、乙は速やかに対応しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第 50 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第 51 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じた

ときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第 52 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 53 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 54 条 本契約に関する紛争は、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 所在地 〇〇  
名 称 北九州市  
代表者 〇〇 印

乙 所在地 〇〇  
名 称 〇〇  
代表者 〇〇 印

## 〇〇〇の管理に関する年度協定書

北九州市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である「〇〇〇〇」（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日に、〇〇〇（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した〇〇〇の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成〇年度の業務内容は、〇に定めるとおりであることを確認する。

（平成〇年度の指定管理料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、毎月末、金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 所在地 〇〇  
名 称 北九州市  
代表者 〇〇

印

乙 所在地 〇〇  
名 称 〇〇  
代表者 〇〇

印

## 参考4 参考文献等

以下に、指定管理者の協定に関して有益と考えられる参考文献等を示す。

- 内閣府民間資金等活用事業推進室「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」及び「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」
- 成田 頼明「指定管理者制度のすべて—制度詳解と実務の手引」第一法規
- 三菱総合研究所パブリックビジネス研究会「指定管理者標準協定書（第3版）」及び「同解説」
- 民間資金等活用事業推進委員会「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」

## 別紙 1 本研究会の開催経緯

本研究会は、平成 20 年度においては、下記のとおり 4 回実施された。

- ・ 第 1 回研究会：平成 20 年 9 月 9 日（火） 13：30～16：00
- ・ 第 2 回研究会：平成 20 年 10 月 14 日（火） 13：30～16：00
- ・ 第 3 回研究会：平成 20 年 12 月 1 日（月） 15：00～18：00
- ・ 第 4 回研究会：平成 21 年 1 月 15 日（木） 10：00～12：00

各回の議題は、以下のとおりである。

### <第 1 回研究会>

- 議 題：①平成 20 年度指定管理者実務研究会の概要と進め方（案）
- ②指定管理者協定書の基礎的事項
  - ③指定管理者協定書の主要な問題点・課題
  - ④市川市における指定管理者制度の取組み状況と協定書
  - ⑤今後の進め方等

### <第 2 回研究会>

- 議 題：①指定の取消事例と保険
- ②柏崎市における指定管理者制度の取組みについて
  - ③募集要項、仕様書、協定書の関連付け～市川市の事例を参考に～
  - ④指定管理者制度におけるインセンティブ事例

### <第 3 回研究会>

- 議 題：①今後の研究会の進め方について
- ②個別論点に関するこれまでの議論とそのあるべき方向性

### <第 4 回研究会>

- 議 題：①個別論点に関するこれまでの議論とそのあるべき方向性
- ②平成 20 年度指定管理者実務研究会報告書（素案）の作成及び今後の取扱について

## 別紙2 指定管理者実務研究会名簿

### (1) 委員

(五十音順、敬称略、◎は委員長、○は副委員長)

氏名	所属
大村 未菜	サントリーパブリシティサービス株式会社 パブリックビジネス事業部長
◎小川 登美夫	財団法人地域総合整備財団 常務理事
○鎌形 太郎	株式会社三菱総合研究所 地域経営研究本部長
小林 真理	東京大学 准教授
佐々木 敦朗	総務省 自治行政局行政課長
佐藤 忠信	千葉県 総務部行政改革監兼総務課行政改革推進室長
白木 俊郎	シンコースポーツ株式会社 常務取締役
鈴木 実	市川市 管財部契約課主幹
広瀬 一郎	多摩大学大学院 教授
松谷 範行	柏崎市 財務部財政課 課長代理
薬師寺 智之	アクティオ株式会社 指定管理事業部東日本営業課課長
横道 清孝	政策研究大学院大学 教授
吉川 浩民	総務省 自治行政局行政体制整備室長

### (2) ゲスト講師

(敬称略)

氏名	所属
渡辺 達夫	三井住友海上火災保険株式会社 火災新種保険部保証信用保険チーム

### (3) 事務局

氏名	所属
浅野 正義	財団法人地域総合整備財団 融資部長
堀内 聡	財団法人地域総合整備財団 融資部企画調整課長
柴田 潤	財団法人地域総合整備財団 融資部企画調整課 調査役
佐々木 仁	株式会社三菱総合研究所 地域経営研究本部 主任研究員
西松 照生	株式会社三菱総合研究所 地域経営研究本部 研究員
白木 健介	株式会社三菱総合研究所 地域経営研究本部 研修生 (横浜市)

---

平成 20 年度 指定管理者実務研究会 報告書  
指定管理者制度における協定のあり方

---

発行日 平成 21 年 3 月  
発 行 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 新平河町ビル  
財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団> 企画調整課  
TEL 03-3263-5586  
URL <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

---